

平成21年第9回（12月）出雲崎町議会定例会会議録目次

第1日 12月7日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に参加した者の職氏名	2
開会及び開議	3
会期日程の報告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について	3
議会報告第12号 陳情の常任委員会付託報告について	3
議会報告第13号 諸般の報告について	4
議案第81号 長岡地域広域行政組合規約の変更について	4
議案第82号 長岡地域広域行政組合の解散について	4
議案第83号 長岡地域広域行政組合の解散に伴う財産処分について	4
議案第84号 公共施設の相互利用に関する協定書の廃止について	4
議案第85号 長岡市との間における定住自立圏形成協定の締結について	6
議案第86号 指定管理者の指定について	8
議案第87号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について	9
議案第88号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	9
議案第89号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について	9
議案第90号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	9
議案第91号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	10
予算審査特別委員の選任	15
予算審査特別委員会の正副委員長の互選	15
議案第92号 人権擁護委員の候補者の推薦について	16

散 会	17
-----	----

第2日 12月8日（火曜日）

議事日程	19
本日の会議に付した事件	19
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため議場に出席した者の職氏名	20
開 議	21
一般質問	21
宮 下 孝 幸 議員	21
田 中 元 議員	26
中 野 勝 正 議員	30
仙 海 直 樹 議員	37
三 輪 正 議員	40
散 会	45

第3日 12月11日（金曜日）

議事日程	47
本日の会議に付した事件	47
出席議員	48
欠席議員	48
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	48
職務のため議場に出席した者の職氏名	48
開 議	49
議事日程の報告	49
議案第81号 長岡地域広域行政組合規約の変更について	49
議案第82号 長岡地域広域行政組合の解散について	49
議案第83号 長岡地域広域行政組合の解散に伴う財産処分について	49
議案第84号 公共施設の相互利用に関する協定書の廃止について	49

議案第 85 号	長岡市との間における定住自立圏形成協定の締結について	4 9
陳情第 6 号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書提出に関する陳情書について	4 9
議案第 86 号	指定管理者の指定について	5 1
陳情第 7 号	社会的セーフティネットの拡充に関する陳情書について	5 2
議案第 87 号	平成 21 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 7 号）について	5 3
議案第 88 号	平成 21 年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	5 3
議案第 89 号	平成 21 年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について	5 3
議案第 90 号	平成 21 年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について	5 3
議案第 91 号	平成 21 年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について	5 3
議案第 93 号	平成 21 年度出雲崎町一般会計補正予算（第 8 号）について	5 5
発議第 7 号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について	5 6
発議第 8 号	社会的セーフティネットの拡充に関する意見書について	5 7
委員会の閉会中継続調査の件		5 9
閉 会		5 9
署 名		6 1

平成21年第9回（12月）出雲崎町議会定例会会期日程

（会期 5日間）

期	日	曜日	会 議 内 容
12月	7日	月	本会議第1日目（招集日） 総務文教常任委員会 社会産業常任委員会
	8日	火	本会議第2日目（一般質問） 予算審査特別委員会
	9日	水	休 会（議案調査）
	10日	木	休 会（議案調査）
	11日	金	本会議第3日目（最終日）

第 1 号

(1 2 月 7 日)

平成21年第9回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成21年12月7日(月曜日)午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について
- 第4 議会報告第12号 陳情の常任委員会付託報告について
- 第5 議会報告第13号 諸般の報告について
- 第6 議案第81号 長岡地域広域行政組合同規約の変更について
- 第7 議案第82号 長岡地域広域行政組合の解散について
- 第8 議案第83号 長岡地域広域行政組合の解散に伴う財産処分について
- 第9 議案第84号 公共施設の相互利用に関する協定書の廃止について
- 第10 議案第85号 長岡市との間における定住自立圏形成協定の締結について
- 第11 議案第86号 指定管理者の指定について
- 第12 議案第87号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算(第7号)について
- 第13 議案第88号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第14 議案第89号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第15 議案第90号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第16 議案第91号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第17 議案第92号 人権擁護委員の候補者の推薦について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開会及び開議の宣告

- 議長（中川正弘） ただいまから平成21年第9回出雲崎町議会定例会を開会します。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

- 議長（中川正弘） 議会運営委員長から、11月30日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配りました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。
-

◎議事日程の報告

- 議長（中川正弘） 本日の日程は議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（中川正弘） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、2番、仙海直樹議員及び3番、田中政孝議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（中川正弘） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月11日までの5日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月11日までの5日間に決定いたしました。

◎議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について

- 議長（中川正弘） 日程第3、議会報告第11号 例月出納検査結果の報告について。

監査委員からお手元に配りましたとおり例月出納検査結果について報告がありました。

◎議会報告第12号 陳情の常任委員会付託報告について

- 議長（中川正弘） 日程第4、議会報告第12号 陳情の常任委員会付託報告について。

本定例会までに受理した陳情については、会議規則第95条の規定により、お手元に配りました陳

情等文書表のとおり所管の常任委員会に付託しましたので、報告します。

◎議会報告第13号 諸般の報告について

○議長（中川正弘） 日程第5、議会報告第13号 諸般の報告を行います。

初めに、第53回町村議会議長全国大会について報告します。去る11月11日に東京NHKホールにおいて全国大会が開催され、出席してまいりました。お手元に配りましたとおり、特別決議4件を含む18件を決議し、内閣総理大臣ほか関係大臣に要望活動の実施などが決定されましたので、報告いたします。

次に、議員派遣の結果について報告します。去る10月14日に実施された「議会改革と環境リサイクル事業などの取り組み調査」について宮下孝幸議員から、去る10月27日に開催された「県町村議会議長・副議長。委員長研修会」について田中政孝議員から、去る11月13日に開催された新潟県町村自治に関する研修会について田中元議員から、それぞれお手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

次に、長岡地域広域行政組合議会について報告します。去る11月13日に長岡地域広域行政組合議会11月定例会が開催され、中野勝正議員が出席いたしました。お手元に配りました中野議員からの報告書のとおり、平成20年度一般会計決算及び地方拠点基金事業特別会計の決算に係る議案1件が認定されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第81号 長岡地域広域行政組合規約の変更について

議案第82号 長岡地域広域行政組合の解散について

議案第83号 長岡地域広域行政組合の解散に伴う財産処分について

議案第84号 公共施設の相互利用に関する協定書の廃止について

○議長（中川正弘） 日程第6、議案第81号 長岡地域広域行政組合規約の変更について、日程第7、議案第82号 長岡地域広域行政組合の解散について、日程第8、議案第83号 長岡地域広域行政組合の解散に伴う財産処分について、日程第9、議案第84号 公共施設の相互利用に関する協定書の廃止について、以上議案4件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第81号から84号につきまして、長岡地域広域行政組合の解散に伴うものでありますので、一括してご説明を申し上げます。

平成6年の3月1日に設置されました長岡地域広域行政組合につきましては、国の広域圏行政の政策変更によりまして、約16年間になります。平成22年3月30日をもって長岡地域広域行政

組合を解散することになっております。

議案第81号につきましては、今までの本組合において処理した事務を解散後も長岡市が継承するための規約変更についてのものです。

議案第82号につきましては、地方自治法第288条の規定により本組合を解散し、知事に届出するためのもので、地方自治法290条の規定により、その解散について議会の議決を求めるものであります。

議案第83号につきましては、本組合のソフト事業の原資となっておりました長岡地域ふるさと市町村圏基金の出資金、運用益を除いた本組合の財産を長岡市が継承するというものであります。

議案第84号につきましては、本組合の構成市町におきまして公共施設の相互利用を広域圏事業として行ってまいりましたが、この協定も本組合の解散と同日で廃止とし、議案第85号でお願いすることになっております定住自立圏形成協定に盛り込み、3月議会定例会で再度関係市町で同様の相互利用の議決をお願いするものとなっております。

以上、関連議案を一括ご説明申し上げましたが、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第82号でお願いしております組合の解散に伴う一連のものでございます。解散のその前段といたしまして、町長の説明のとおり第81号の規約変更によりまして、この組合が行った事務につきまして広域の議会関係、また一部事務組合としての関係の手続、書類の保管から、すべてを長岡市が今までのものを引き継ぐというふうなものでございます。

また、第83号、組合解散に伴う財産処分でございますが、大きいものとしては基金の出資金を今回の一般会計補正予算で歳入計上しておりますが、3,117万円の返還がございます。また、最終的には運用益も出資割合に応じて若干ですが、返還されるというようなこととなりますが、それは各構成市町に返還されるということでございますが、そのほかの財産につきましては備品が主なものでございまして、広域組合がっておりますパソコン、また事務ロッカー等、そういうものを長岡市がそのまま引き継ぐというふうなことでございます。

それと、84号の公共施設の相互利用、これも町長の説明のとおりでございますが、一度廃止をいたしまして、再度3月の議会で相互利用の議決をお願いするというようなことで。ただ、途切れて利用できないことがないように継続するというふうな、期間的には日がわりでご不便かけないような形になるかと思っております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第81号から議案第84号まで議案4件は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第85号 長岡市との間における定住自立圏形成協定の締結について

○議長（中川正弘） 日程第10、議案第85号 長岡市との間における定住自立圏形成協定の締結についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第85号につきまして説明を申し上げます。

本形成協定につきましては、議案書の別紙として10ページの協定書で構成されております。

本定住自立圏の中心市の長岡市と本町とで結ぶものであり、他の構成市も同様に長岡市と協定を結び、結果として長岡地域の定住自立圏が形成されるものであります。

第1条では、目的を規定し、第2条では基本方針を、第3条以降には3つの分野ごとに内容、役割分担を規定しております。また、この連携内容につきましては、それぞれの団体により異なることとなります。

第4条では、事務執行に当たっての連携、費用負担などを規定し、第5条は協定の変更、第6条では協定の廃止を規定しております。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足説明をさせていただきます。

今ほどの町長の説明のとおりでございますが、議案書の次に形成に関する協定書を添付してございます。ご覧をいただきたいと思っております。

その第3条に、連携項目を3つの政策分野ごとに整理をしてございます。内容的には、11月16日の全員協議会でご説明をいたしました協定概要を文面化したものというふうなことになってございます。

まず、（１）、生活機能の強化に係る政策分野。これにつきましては高度医療、救急医療体制の充実、図書館の相互利用、観光PRのための共同企画、廃棄物処理施設の連携、ごみの減量、資源の有効利用における共同研究、検討、防災大学への参加、災害情報の携帯メールの配信事業への参加、各種相談体制の連携というふうに項目ごとに明文化してあるというふうなものでございます。

続いて、（２）の結びつきやネットワークの強化に係る政策分野。これにつきましては、基幹バ

ス路線維持のための関係市町、また関係市同士の協調補助の実施というふうなことで、本町の場合は長岡線になりますが、その部分での今後も維持をするというふうなことで協調して補助をしていくというふうな部分。

また、圏域全体での情報基盤整備に対する共同研究、支援、また公共施設の相互利用などの内容というふうなことになっております。

(3) 番の圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野。これにつきましては職員の人材育成、あとスポーツ指導者等の養成などの内容になっております。

また、この形成協定に肉づけをするというふうなことで、22年度から5年間のビジョンというふうなことで、基本構想というふうな形でとっていいのではないかとと思いますが、それを3月まで作成を行うというふうなことになっております。

また、今後の活動、また協定の中で変更が生じた場合、当然また追加、削除、変更というふうな部分も出てくるというふうなことをございます、一応協定の有効というのは調印から有効というふうなことになります、ただ実際の動き出しというのは、やはり年度がわりの、このビジョンを22年度から5カ年で作成いたしますので、それからが本格的な動きというふうなことになるかなというふうに思います。

また、ビジョン関係が検討段階の中で今後煮詰まってくると思いますが、また議会のほうにもおつながしていく予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今協定書の内容を説明してもらいましたが、負担経費は当然かかってくると思うのですが、負担の経費の割合なんかでもこれから検討されるのですか。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 経費の内容につきまして、22年度からの本格的な動き出しというふうなことになりますので、当然22年度の予算編成に向けての計上もしていかなければいけないというふうになりますので、今後長岡市とのそれぞれ協議というふうな形になっていくかと思っております。

一つの例で言いますと、職員の研修あたりにも当然それなりに負担というふうな部分も出てまいるかと思っております、決め方として職員の1人当たりで決めることになるのか、全体でのまた決めることになるのか。協定は、長岡市と1対1でやりますが、また研修に参加するのが他の市も入るというふうなことになりますので、どんなふうな決め方かというのはまたこれからの相談ということになると思っております。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 特に説明のあったところではないのですが、公共交通ネットワークの維持を図るといふようなことに、当然これは352号線の絡みの線、あるいは今度402号線はこれには該当しなくなるのですか。その辺はどういうふうな考え方になるのでしょうか。

○議長（中川正弘） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 長岡市とのバス路線を想定してのものでございまして、352号線を使つての出雲崎車庫JR長岡駅の路線についてであります。現在もそれぞれ協調して補助を行っておりますが、ただこれ長岡市の都合で補助できないというふうになりますと、国の補助の制度から外れることとなります。それをこういうふうな協定の中で将来にわたつてもお互い協調していきましようというふうなことで、国の補助に当てはまるための協定をそれぞれ補助してやっていきましようというふうな協定を結ぶことによつてこれからもこの路線が維持できるというふうなこととなりますが、柏崎線につきましては、これは長岡市とのものではございませんで、柏崎市と本町との対応というふうなこととなります。

以上でございます。

○議長（中川正弘） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第85号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎議案第86号 指定管理者の指定について

○議長（中川正弘） 日程第11、議案第86号 指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、三輪正議員の退場を求めます。

〔7番 三輪 正議員退場〕

○議長（中川正弘） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第86号 指定管理者の指定につきましてご説明申し上げます。

天領の里につきましては、全施設を平成19年4月1日から3か年間、シダックスフードサービス株式会社を指定管理者として指定しておりますが、来年、平成22年3月31日をもちまして指定期間が終了いたします。

次期、平成22年4月1日からの2順目につきましては、指定の期間を5年間とし、提案のとおり、引き続きシダックスフードサービス株式会社を指定管理者に指定するものであります。

地方自治法第244条の2第6項及び越後出雲崎天領の里設置及び管理に関する条例第4条第2項

の規定に基づきまして議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（加藤和一） それでは、若干補足説明をさせていただきます。

町長の申しましたとおりでございますけれども、資料をご覧いただきたいと思います。

シダックスフードサービス株式会社から11月28日付で指定管理の指定の申請がありました。

3ページをご覧いただきたいと思います。下から12行目、施設の魅力の明確化でございますけれども、12行目に、全国に拠点を持つ弊社のメリットをフルに活用しというくだりがあると思うのですけれども、この行がまさにうち、出雲崎町が求める根幹であって、集約されているのではないかというふうに思っております。

次に、6ページをご覧いただきたいと思います。bの町への納付金の考え方というところでございますけれども、募集要項における総売り上げの2.5%で設定いたしましたということになっておりますけれども、うちの設定したとおりで申請があったということでございます。

それから、その下の収支の計画表でございますけれども、22年から26年度までの計画があるわけですけれども、22から24年度までは毎年前年比3%増の計画がされておまして、25、26年度につきましては前年比1%ずつ増の計画になっております。この収支計画書の詳細につきましては、9ページをご覧いただきたいのですが、9ページに詳細が記入されております。

以上でございます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第86号は、社会産業常任委員会に付託します。

〔7番 三輪 正議員着席〕

◎議案第87号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について

議案第88号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第90号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第91号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（中川正弘） 日程第12、議案第87号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について、日程第13、議案第88号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第14、議案第89号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第90号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第16、議案第91号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、以上議案5件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第87号から91号につきまして一括ご説明申し上げます。

最初に、議案第87号、一般会計補正予算につきましてご説明申し上げます。歳出から各款ごとに主なものを申し上げますと、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費につきましては、東側役場斜面のクヌギの木2本の伐採料を計上いたしました。

2項徴税費、2目賦課徴収費では、差し押さえ物件のインターネットオークションにかかわる利用料を計上いたしました。

3款民生費、1項社会福祉費では、今後の執行を見込み、2目障害者福祉費の扶助費関係の追加、5目老人福祉費で委託料を追加し、8目では給付費の伸びに伴う介護特会への繰出金を追加計上いたしました。

また、2項児童福祉費では、子育て応援特別手当関係費につきましては国の取りやめに伴い、関係費全部を減額計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、4目畜産業費では、出雲崎酪農組合のプリン製造、小規模施設整備に町単補助を計上いたしました。

5目農地費では、中山間整備、六郎女地区負担金の追加、藤巻地区かんがい井戸水質改善対策に町単補助費を計上いたしました。

8款土木費、4項下水道費では、下水道会計での前年度繰越金の全額追加計上に伴い、一般会計繰出金を減額計上いたしました。

5項住宅費では、町営住宅にかかわる修繕料を追加計上いたしました。

9款消防費では、20年度に整備いたしました全国瞬時警報システム、ジェイアラートであります。消防庁からの要請で、このたびシステムの改修工費を計上いたしました。これは、国の交付金によりまして全額対応されることになっております。

10款教育費、3項中学校費では、緊急雇用で中学校英語教師補助員の採用を予定しておりました

が、採用がありませんでしたので、それにかかわる全部を減額計上いたしました。

続きまして、歳入であります、大きなものは議案第82号でお願いしております長岡地域行政組合の解散に伴いまして、基金への出資金の返還を17款財産収入に計上いたしました。

また、歳入補正につきましては、町税、分担金、国、県支出金、町債を計上し、繰越金につきましては全額計上いたしました。この財源調整といたしまして、財政調整基金繰入金を減額計上しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額92万1,000円を減額し、予算総額を35億3,541万5,000円とするものであります。

次に、議案第88号、国保特会の補正につきましてご説明申し上げます。このたびの補正は、本年3月から9月診療分までの一般被保険者にかかわる療養給付費が前年度より増加している状況にかんがみまして、2款保険給付費に1,498万6,000円を追加計上するものであります。

また、人間ドック、脳ドックの受診者が増えたことから、8款保健事業費に所要額を計上しております。

以上の財源は、前年度からの繰越金で措置しております。これらによりまして、歳入歳出それぞれ1,614万2,000円を追加し、予算総額を5億7,956万9,000円とするものであります。

なお、本補正予算につきましては、12月3日に開催した町国民健康保険運営協議会においてご承認をいただいているところであります。

次に、議案第89号、介護特会の補正につきましてご説明を申し上げます。このたびの補正は、デイサービス、短期入所等の居宅介護サービス利用者の増などに伴いまして、介護サービス給付費を2,475万円を追加するなど、2款保険給付費に2,994万円を計上いたしました。

また、4款に介護給付費準備基金への積み立てとして、平成18年から20年度までの第3期事業計画期間分の剰余金相当額844万8,000円を計上しております。

以上の財源といたしましては、国県支出金、支払基金交付金及び一般会計からの繰入金を法定割合に基づき計上したほか、介護給付費準備基金からの繰り入れ及び前年度からの繰越金で措置しております。

これらによりまして、歳入歳出にそれぞれ3,875万8,000円を追加し、予算総額を6億1,651万5,000円とするものであります。

次に、議案第90号、簡水特会の補正につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、消費税の納入額に不足が生じたことによる追加と、水道管の補修にかかわる経費を追加計上いたしました。

歳入歳出にそれぞれ250万円を追加し、予算総額を1億3,028万4,000円とするものであります。

終わりに、議案第91号、下水道特会につきましてご説明申し上げます。このたびの補正予算は、国の経済対策を活用した下水道施設の耐震対策を実施する中で、精算見込みにより委託料を減額す

るとともに、耐震工事費の不足額を追加計上するものであります。

これによりまして、歳入歳出にそれぞれ540万円を追加し、予算総額を3億1,805万1,000円とするものであります。

以上、一般会計と4特別会計の補正予算につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご賛同賜りますようによろしくお願いを申し上げます。

○議長（中川正弘） 次に、補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第87号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、議案第87号、一般会計の補足説明をお願いいたします。

まず、261ページ、事項別明細書の歳出からお願いをいたします。総務費につきましては、今ほど町長の説明のとおり、佐藤さんのお宅の上にかかっております斜面2本のクヌギの木の伐採を今回計上してございます。

徴税費におきましては、インターネットオークションの利用料というふうなことでヤフーオークションに土地と建物、それぞれ1件ずつでございしますが、出品いたしまして、売買が成立した場合、3%の手数料をオークション側に払うというふうなことで、その3%分を今回計上してございます。

続いて、262ページ、民生費につきましては、社会福祉費は町長の説明のとおりでございます。

それと、263ページ、児童福祉費の子育て応援特別手当も、これも町長の説明のとおりでございます。

続いて、264ページ、農林水産業費でございます。まず、畜産業費の町単製品製造施設強化事業補助金、これは出雲崎酪農組合に対する補助でございしますが、現在プリンを販売しておりますが、そのプリンの製造用のタンクの整備というふうなことで、生産段階で少量のものを対応できるようにというので、200個から300個くらいのもので対応できるという小さな部分でのタンク整備というふうな部分で2分の1補助を町単で計上してございます。

それと、農地費につきましては、中山間地域総合整備事業、これは全体の工事事業費で500万円の追加というふうな部分でその部分での負担金の追加でございます。

それと、町単の藤巻地区のかんがい井戸水質改善対策事業補助金、これは150メートルぐらいの井戸となっておりますが、窒素分が多い層がございまして、そこからの水がございまして、その層を遮断するというふうなもので町単補助でございまして、これは、8割助成というふうなことでございます。

続いて、265ページ、水産業費の漁港費、これは羽黒町の海遊広場の構内での照明関係の修繕料を追加してございます。

続いて、266ページ、土木費でございます。車両燃料費の追加、これは当初の計上で不足していたもので今回上げさせていただいたというふうなものでございます。

あと、排水路費の排水路修繕料の追加は、これは伊勢町の松村石油さん付近での排水路整備というふうなことで修繕料を追加してございます。

267ページの下水の特会の繰り出し減は、これは町長の説明のとおり、下水会計で前年度繰出金に追加したというふうなことで、一般会計からの繰出金で調整してございます。

続いて、住宅費で臨時職員の共済費関係でございますが、これは下水道会計へ補助の事務費というふうなことでこちらに今回組み替えてございます。

あと、前後いたしますが、住宅管理費の修繕料につきましては、これは年度末迎えまして、また退去されてのそのときの町営住宅の中の修繕の部分でというふうなことで今回計上いたしました。

続いて、268ページでございます。消防費の全国瞬時警報システムの改修ですが、実際4月から稼働できる状態になっておりますが、まだ一度も緊急での発生というか、利用はございません。いいことなのですけれども、ただ実際3月から4月にかけて北朝鮮が飛翔体の関係で打ち上げをやったとき、実は今は消防庁からのいただいている文面についてはパターン化されておまして、地震とか津波とかというふうな、もう決まり切ったものしか入っておりません。ということで、いろいろなバリエーションが今後想定されるというふうなことで、今回の改修によりまして、消防庁のほうから文面を自動的に私どものほうに送り込んできて、それを流すことができるというふうなことで、実は北朝鮮のとき使えなかったというのはその辺に理由があったというふうなことで、今回これを整備することによりまして、全国入れているところ、その場面場面に合った文面が自動的に流れるようになるというふうな形での今回の改修でございます。したがって、これは国の責任において全額整備をしますというふうなことで、歳入で同額上がっているというふうなことでございます。

歳出は、以上でございます。257ページ、歳入に戻っていただきたいと思えます。町税関係でございます。個人、固定資産税等、追加計上してございますが、昨年の秋からのこの景気の低迷を見越しまして、21年度予算におきましては下目に見ていた部分、ただ実際この時期にきまして、見込みからして追加ができるというふうなことで今回追加計上をさせてもらっております。

257ページの分担金及び負担金は、これは先ほどの歳出の中山間の部分の事業費増につながった部分の地元の負担金の計上でございます。

258ページは、子育て分の全額減額というふうなことと、消防費の国庫負担は先ほどの全国瞬時警報システムの関係、国の交付金で全部対応というふうなものでございます。

県支出金、これは緊急雇用部分は、歳出での中学校での補助員の採用がなかったというような部分で歳入減額でございます。

それと、259ページ、財産収入でございますが、これは広域組合の基金への出資した部分での、これは平成5年、6年にそれぞれ1,558万5,000円ずつ出資しておりますが、その2カ年分がそっくり返ってくるというふうなことで今回受け入れというふうなことでございます。

それと、19款繰入金、これは財源調整でございまして、基金からの繰り入れをしておりますが、

今回の部分である程度戻すというふうなことで財政調整基金の繰入金を減にさせていただきます。

20款繰越金は、全額今回計上いたしました。

22款町債につきましては、これも中山間の事業費追加に伴うもので、一般公共事業債を今回追加しているというふうなことで40万円計上させていただきます。

254ページ、第2表、これは地方債補正のものでございます。中山間事業での地方債の補正を計上させていただきます。

それと、270ページにつきましては、職員手当を若干追加させていただきます。それを整理したものでございます。

271ページには、今ほどの中山間事業の負担金の起債を追加したものでの全体の調書になってございます。したがって、補正額はこのたびは92万1,000円の減額の補正というふうになっておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

○議長（中川正弘） 次に、議案第90号及び議案第91号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第90号につきまして補足説明させていただきます。

歳出の241ページをご覧ください。1款1目の消費税の追加でございますが、当初150万円の予算に対して130万円を追加させていただくものでございます。この原因でございますが、平成19年災害の下水道等の復旧工事に伴う水道管の移設工事が影響しておるものでございます。本簡易水道特会では、この移設工事の支払いなどの歳出の精算につきましては、平成19年度の会計で決算しておりますけれども、下水道等の特会からのこの部分の補償額の歳入が予算上、20年度に繰り越しが行われましたために、補償料の歳入が簡易水道特会では20年度の収入という形で1年のずれが生じてまいまして、この関係から額の不足が生じたということでございます。

参考までに、昨年度の消費税につきましては36万2,000円という小さな数字でありましたけれども、今回今年度につきましては290万円の額が必要になったというものでございます。

次の2款1目施設修繕料の追加でございますけれども、米田地内で止水弁の設置を2カ所、それから沢田地内で配水管の修繕の経費を追加させていただいております。

歳入につきましては、240ページに記載のとおり、繰越金を追加いたしております。

次に、議案第91号につきまして補足説明させていただきます。歳出の249ページをご覧ください。4節、7節の臨時職員共済費、賃金は、補助事業の事務費に充てるための一般会計から移したものでございます。

13節につきましては、精算見込みによります減額となりました。

15節でございますけれども、まず久田浄化センターにつきましては、汚水が最初に流入します受水槽の耐震工事を行う内容ですけれども、詳細な工法検討によりまして、当初予定していた施工方

法よりも安価な工法で施工が可能となりましたので、工事費が減額となりました。

管路施設の耐震化工事でございますが、主要な設備でありますマンホールポンプ施設の不浄防止工事を久田から尼瀬までの7カ所のマンホールポンプ施設で実施をいたします。

次に、歳入でございます。247ページ、248ページに記載のとおりでございますが、4款繰越金が補正額2,079万2,000円と、高額になっております。19年度の災害復旧費を20年度に繰り越したこの事業費の未執行分が1,440万円ほど含まれるためでございます。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第87号から議案第91号まで議案5件につきまして、委員会条例第5条の規定により、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第87号から議案第91号まで議案5件につきましては、定数9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（中川正弘） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩いたします。

（午前10時09分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時10分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長互選

○議長（中川正弘） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会が開催され、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告

がありました。

予算審査特別委員長に田中元議員、副委員長に小林泰三議員が互選されました。

これで諸般の報告を終わります。

議案第87号から議案第91号まで議案5件は予算審査特別委員会に付託します。

なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。

◎議案第92号 人権擁護委員の候補者の推薦について

○議長（中川正弘） 日程第17、議案第92号 人権擁護委員の候補者の推薦についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第92号につきましてご説明申し上げます。

人権擁護委員の海野町子氏につきましては、平成22年3月31日をもって任期満了となります。

後任候補者の推薦について、新潟法務局長から依頼がありましたので、現職の海野町子氏を再度法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見をお聞きするため提案するものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第92号は、会議規則第39条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） これで討論を終わります。

これから議案第92号を採決します。

この採決は起立によって行います。

原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第92号は原案のとおり適任と認めることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午前10時13分）

第 2 号

(1 2 月 8 日)

平成21年第9回（12月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

平成21年12月8日（火曜日）午前9時30分開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） ただいまから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎一般質問

○議長（中川正弘） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

◇ 宮 下 孝 幸 議員

○議長（中川正弘） 最初に、5番、宮下孝幸議員。

○5番（宮下孝幸） 本年最後の12月議会、トップバッターとして質問をさせていただきます。

私身長がちょっと高いものですから、やや大きな声で発言をしますが、別に怒っているわけではありませんので、ご容赦いただきたいと思います。

それでは、私のほうから観光発信と文化財指定についてということでお伺いをいたします。観光立町を目指します当町は、現在天領の里を中心とした各種イベントなどの挙行も手伝ってか、全国的にその名前を知られるところになり、県内外から来町され、街並を探索される観光客の皆様も数多く見られるようになりました。ご存じのとおり当町は1616年、およそ393年前でしょうか、徳川幕府により7万石の幕府直轄地となったわけでありまして、以後天領と呼ばれてきた歴史的背景を抱える町でありまして、当時現存した代官所陣屋や代官所の守護神として代官が信仰したと言われる代官稲荷、あるいはまた当時罪人を処刑した処刑場などは現在も跡地として残されて現存いたしております。

他町村にあって観光資源の乏しい地域では町おこし、村おこし等のために新たなものを発案し、創造を構築してまでもその地の観光を考えております。幸い当町では他県、他町村と比較をいたしましても、他に類を見ない余りある数多くの歴史的観光資源を所持いたしてありまして、観光立町を目指します当町にとりまして、何ら不足のない恵まれた環境にあるものと思われるわけでありまして、現在観光発信の拠点は天領の里を中心として行っている当町でありまして、あくまでも天領の里の持つべき役割はいわゆるイベントハウスや博物館あるいはまた記念館や資料館等、このような位置づけでの役割が本分と考えるわけでありまして。

前段で申し上げましたが、当町は観光資源の宝庫でありまして、たとえ跡地といえども現存する歴史的史跡が存在する以上、本来であればそれらを生かし、歴史を忠実に再現し発信することが観光の基本であります。天領の里が果たすべき役割とその位置づけは大変重要でありますから、それらを決して否定するものでありませんが、しかし佐渡の金山ひとつ見てもしたりであります、や

はり観光の原点は歴史が存在をした跡地の有効利用により歴史文化や伝統に至るまで原点を忠実に再現をいたし、発信をすべきが大原則と考えるわけであります。

今私がお話をいたしました跡地は、ご存じのとおり大変残念なことに現在までその有効利用は遅々として進んでおらず、あの跡地から歴史の面影をしのぶことも大変困難な状況であります。当然これらを再現するには多くの予算を必要とし、複数年の歳月を必要とするやもしれませんが、しかし観光立町を目指し活性化を望む当町にとりまして決して無謀な発想ではなく、必ずや将来における当町の観光に妻入りの街並と相まって歴史を感じる確固たる観光立町の源泉となることを確信をいたすところであります。

特定宗教に政治や行政は関与してはならない、いわゆる政教分離の原則も存在をいたしますが、県内有数の観光地佐渡、その佐渡金山を思い起こすとき、当町における代官所陣屋の跡地あるいは代官稲荷、さらにまた処刑場跡地、その再生を思考することは大変重要であり、私は文化財の指定を検討いたしてまでも進めていくべきと考えるわけでありますが、当局の見解を伺います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 宮下議員さんのご質問にお答えをしたいと思います。まず本題に入ります前に、当町の各館の観光客の入り込み数、推移を若干申しさせていただきますと思うわけですが、平成16年は約16万4,000人、17年は18万7,000人、18年は21万人、19年はご承知のように中越沖地震という災害がございましたので、12万1,000人と落ち込んだわけですが、平成20年度はまたもとに復し18万6,000人程度入り込み客は入っているという現実でございます。平成21年は9月末現在で約14万人ということでございますので、おおむね年度末には18万人程度のいわゆる入り込み客が期待できるというふうに考えているところでございますが、私はこの中でも特筆すべきことは平成20年度、要するに県外からの入り込み客は4万5,000人ということであったわけですが、21年に入りまして9月現在で既に4万6,000人と、昨年度の年度いっぱいを超えておるといふようなことで、非常に私たちもこれらの現実に対しては喜んでおるわけでございます。

これも出雲崎町の旅館組合あるいは浜茶屋等もあったわけですが、これらの皆さんが宿泊客等おいでいただいた方に、より質の高いサービスを提供したいというようなことで、これらのたくさんあった民宿、浜茶屋さん、これが発展的解消といいましょうか、統合しながら約8軒の皆さんが出雲崎宿泊業組合というものを結成をされまして、しかも熱心に活動を展開されながら、宿泊施設の紹介なりその内容等を約2万部程度等々をみずから作成をして、イベントあるいはまた特産市等を宣伝をされたということの効果も大きいのではないかと。要するに行政だけではない、現にその業に携わる皆さんが前向きに自分たちでいかに創意工夫をし、汗を流して努力することが大切であるかということが、私はやっぱりこれにおいて実証されたと、本当に喜んでおるわけでございます。

また、21年は観光案内組織として出雲崎ふるさと語り部というようなものを創生をされまして、それぞれの施設を案内をされながら、出雲崎町の歴史あるいは民話をおもしろくまたユーモアを交えて説明をされながら非常に好評を得ていると。11月現在で16回、203人、これもほとんど町外の皆さんからおいでをいただいているということで、非常に私は喜んでおるわけでございますし、やはりこの町全体の観光立町を目指してのそれぞれの施策なりそれぞれの皆さんのご努力がようやく形となってあらわれているのではないかと、私も確信を持ちながら、なおかつ努力してまいらなければならぬというふうに考えておるわけでございます。

さて、ご質問の件でございますが、町の歴史的文化財を指定しながら、その中で観光振興を図っていくべきだと、ごもっともな説でございますが、このご質問の代官稻荷史跡の整備につきましては、要するに敷地を代官所跡地として文化財指定を行い、町として代官跡地の保存会と一体となって整備をしたいということで予算化もしたわけでございますが、たまたま先ほど来から宮下議員のご指摘もございますように、政教分離、いろんな問題がございます、この修復に対しては町としても予算計上を提案する段階ではございましたが、それぞれの学者なりいろいろな皆さんあるいは新聞紙上等で大変これらに対する批判が沸き起こったということの中で、予算計上を見送った経緯もございます。そういう中に獄門跡につきましては、土地は大字尼瀬の所有となっておりますし、その周辺の維持管理は保存会が行っておるという事実はございますが、文化財の指定までにはいつておらないというのが現実でございます。本来文化財の指定につきましては、関係者の申請によりまして、その関係者の同意を得ながら教育委員会が文化財調査審議会に諮問をして行うものであります。

これらを踏まえると、ご指摘の箇所につきましてもこれは町の歴史的な観光資産としての大きな位置づけがあるわけでございますので、政教分離という非常に難しい問題を抱えておりますが、それらの課題を何とかクリアできるかどうか、さらなる努力をしてみなければならない。それにはいろんな手法もあるわけでございますので、その辺を上位機関とのまた連携を図りながら、ご指摘をいただきながらこれらに向かって、ひとつまたご指摘のように何とかそういう形ができるかできないか、最善を尽くすべきというふうに考えておりますので、さらに今後検討を加えてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

今後とも先ほど申し上げましたような、観光にかかわる皆さんあるいは町も越後出雲崎天領の里、両方を発信基地といたしまして、これらを起点としながら数ある出雲崎町の歴史資産を大いにクローズアップしながら、またスポットを当てながら今後の町の観光立町を目指しての役割といたしましうか、その意義の大きさを改めて認識をしながら頑張ってみてまいりたいというふうに思うわけでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） おおむね町長も私と同認識、そのような見解でいらっしゃるということだと

思います。大変難しい、先ほどお話があった政教分離の原則であります、これ今町長大卒でご答弁いただき、過去の経緯もお話をいただきました。私も若干無知でありまして、もう少し詳しくちょっとお聞きをしたいわけでありまして、政教分離の原則でありますけれども、他町において例えば県の指定を受けているものも多々存在をするわけでありまして、これ文化財そのものだけを絞って申し上げているわけではありませんが、例えば史跡なんかのものであれば佐渡の相川の鉱山跡地だとか高田城跡、あと旅館関係で橘屋なんかも含めて木村邸、五合庵、こういったものも史跡として保存されていると。また、神社仏閣に至ってはもっとたくさんあるのでしょうかけれども、今ここで私申し上げますのは糸魚川の白山神社や天津神社、こういったものも存在をしますし、私どもの地域においては滝谷の薬師堂なんかもこれ当然文化財としての指定を受けているというふうな話も聞いております。

さらにまたもっと、これどういう解釈があるのか私存じ上げませんが、宗教色の強いものとして、これ県内でもいろいろと存在をするのかもしれませんが、私の今現在手元にある資料の中にあっては現在の村上市、この岩船地区に海の安全と大漁を祈願する岩船神社の岩船大祭というものが存在をいたします。これはどちらかというに出雲崎町におけるいわゆる船まつりに近いようなものなのかもしれません。こういったものも県の無形民俗文化財に指定を受けていると。政教分離の原則という大原則が存在することは私も承知をいたしておりますが、今町長お話のとおり何らかの手だてというものがこういったものを見ていくとあるのではないかなと、言葉は適切ではありませんが、緩和するような迂回措置といますか、そういった方法というものが検討していく中で見つかるのではないかなというような一抹の期待を持っております。

そしてまた町長もご存じのとおりであります。ちなみに代官稲荷と呼ばれるあの跡地、今日までたった一人の地域の方が無償でボランティアであの地域の草刈りや清掃をずっと行ってこられたわけであります。しかし、ご高齢によって本年私行ってまいりました。草ぼうぼうの状態、もう私一人ではとても管理できないということのお話があって、これも役場、執行部のほうにお伝えをしてあるわけでありまして、本年においては草刈りがなされていなかった状態、そして当時の代官が寄進をし、献上したと言われる石の鳥居でございますが、ごらんになられたと思いますが、地震で崩れた状態、そのままの状態で今現在あると、それも非常にボランティアをされていた方、気を病んでいらっしゃる。当時の遺品としてしっかり残っている現存するものを何とかならぬのかというような思いも持っておられると。

もう一つ、処刑場のことでありますが、これも町長今お話のとおり、尼瀬地域の有志の皆さんが、恐らく発端となったのはあそこで処刑をされた皆さんの御霊を敬い、それを尊び、地藏尊をまつられて、その中であって地藏さんの祭りと呼んでずっと伝統的に行事として行ってこられたのだろうというふうに思っております。しかし、またそれも過疎化、人口減少とともに地域の皆さんの維持管理をして世話人として一生懸命やっけてこられた方々も高齢化をしてきて、現在地藏尊を囲って

いる建屋でございますが、あれも大分朽ちてきて、寄附金ももちろん集まらない。かといって自前でお金を出すような力もないと、何とか出雲崎町におけるいわゆる長岡市、ことし「天地人」有名になりましたが、私どもの地域では天領であったと、ここに佐渡の金をおろしたという歴史的な大切なものが地域の方々の手によって守られてきたわけでありまして。既にそれも限界に来ているということで何とか、今大原則があるというお話でありますけれども、町長もご検討されて進めていくという強いご決意であります。その辺のところも加味してこの話というのはぜひ前向きに検討していただきたい。

そして、私ちょっと無知でありますということで申し上げました。これ担当課長さんのほうにちょっとお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんが、政教分離の原則に対してこういった各指定を受けているものというのとは何か、言い方は悪いですが、うまい方法があるのかどうなのか、ご存じであればちょっとお知らせ、ご享受いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） この問題につきましては、私今答弁で申し上げましたように、平成5年だったと思いますが、大きく新聞でも取り上げられました。もっともこれらの町の行為に対して反対をされ、新聞紙上でこういうふうには、絶対許されるものではないというご指摘いただいて、私どもこのような措置にし、若干もうちょっと検討しようということの中で保留したという経緯がございます。しかし、これらに対しまして課長が答弁する前に、私聞きましたら非常に見解が分かれています。課長や私が答弁するだけでは結論は出ないということです。いわゆるそういうことです。なかなかこの結論は出ないわけです。しかし、正攻法でいくとするならばその道を考えて、私はやっぱり正攻法でいくべきだと、何とかしてうまく言い逃れをしてやろうということは絶対許されるべきものではないと私は思っています。正攻法ですよ、正攻法でこのことをなし遂げることができるかどうかということがこれ大事なのです。だから、先ほど申し上げていますように、まず第1に稲荷神社、代官所跡、このものの文化財的価値があるや否や、これをまず認定しなければならない。それが第一義的には先ほど申し上げました文化財の審議会に審議をゆだねて価値あるものというまず認定をいただくということとあわせて、最も正攻法でいくとするならば、保存をする組織、組織基礎をしっかりと固めたほうが私はいいと思うのです。そういう保存会なり、石井神社もそうです、石井町の皆さんが維持管理、それに対しては町は協力しているということですから、そういう基本となる保存会なりその物件に対していろいろお世話をいただく組織をしっかりとつくっていただき、そのものに対して町が補助することは可能ではないかと私考えております。まずこれですね、これでいかに得ない。憲法上の今課長に答弁を求めています。あなたは。そんなことで解決する問題ではないのです。だから正攻法でいくということでお答えしておきます。

○議長（中川正弘） 5番、宮下議員。

○5番（宮下孝幸） よくわかりました。私の知らないことも当然あるわけですし、知らないことが

多いので勘弁してください。町長正攻法で、確かに正攻法でいっていただければ一番ベストでありますし、私答弁を求めたのは疑問に思っ、こういったものが幾つか県内にも存在するのは何の理由なのかなという素朴な疑問から今お話をちょっと伺ったところであります。

何遍も申し上げておりますが、観光というのは一度行ったら二度と行かなくていいということではなくて、やっぱりリピーターを求めていく。出雲崎町もう一回行ってみたいのだというような観光を考えていくことが、やっぱりこれ長い目で見て観光立町の考え方からして正しいのだろうときっと思います。そういった意味でもそれぞれの妻入りを探索しながらそれぞれのところ見て、天領に行っとかいろんな良寛記念館やいろんなものが存在するわけですが、そういった一つのネットワークを構築して、観光客の皆さんが十分に1日堪能できるような形というものをつくっていくことはこれから必要なのかなというように思っ、こういった発言をさせていただいているわけですが。

私たち、今町長、私同認識というふうに受けとめさせていただきました。先人がやはり残してくれたものというものが存在をするわけですが、今後私どもも含めてこれからどうすべきなのかということをしっかりとやっぱり足を地につけて検討していく時期に来たのかなと、そんな思っしております。これらの認識に対しても町長と私多分同じような方向を向いているのではないかなというふうに思っしております。

今ほど法律論も含めて町長明快な答弁をいただきました。そして前向きに検討し、真剣に正攻法で進めていってみたいという力強いお言葉もいただきました。答弁結構であります。そのとおりの形で進んでいただきますこと、そしてまた必要であればお声をかけていただいて、ない知恵であります、力を出させていただくと、このことをお約束を申し上げまして、以上5番からは質問を終わります。

◇ 田 中 元 議 員

○議長（中川正弘） 次に、8番、田中元議員。

○8番（田中 元） 私から環境問題に絡むエコパークの跡地の活用と今後について町長の見解を伺いたいと思っます。

平成4年9月に設置されました公害対策委員会に対して、町長は稲川畜産団地の公害対策防止などについて11月1日に諮問を行ったことに始まった畜産団地公害対策については、平成6年1月に県が産廃最終処分地としての候補地としたいと正式要請があり、幾多の経緯を経て現在に至っております。平成23年度には交付金の配分も終わり、今後は跡地利用と埋立地から出る排水処理の処理が残り、維持管理が検討されることになると考えられます。心配された埋立地からの排水が地下に浸透することなく、建設の実施に当たっての精度の高さについては喜ばしいことと思っます。行政と県との間に立地と跡地利用についての協議が始まる時と思っますが、その点について町長

はどのようにお考えかお願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 田中議員さんの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

エコパークの跡地の活用と今後についてというご質問でございますが、お話のようにエコパークいずもぎきもいろいろな経緯があったわけでございますが、平成11年4月供用開始をいたしながら今日に至っておるということでございます。また、これらの関連の質問といたしまして、きょうの一般質問で平成17年の6月の定例議会で議員さんからエコパークいずもぎきの拡充発展を期すことができないか等々のご質問をいただいて答弁もいたしておるところでございます。埋め立ての総容量につきましては148万立方ということでございますが、当時の埋め立ては63万立方で42.6%、大体埋立地が埋まっておったというようなことで、順調に推移してまいったわけでございますが、県もご承知のように上中下越あるいは場合によっては佐渡にも1カ所この施設をつくりたいというような計画で進めてまいっておるわけでございますが、現実なかなか厳しいということをお話を聞いておりますが、皆様方も共有認識をしておられると思うわけでございます。

今エコパークいずもぎき全体の敷地につきましては58.6ヘクタールと、未開発地域もありますので、県の考え方あるいは住民各位の受けとめ方、ご発言の内容などを慎重に皆さんと相談をさせていただきたいという趣旨の答弁をさせていただいておるというところでございます。

しかし、当初とちょっと状況が変わってまいっておるわけでございます。ごみの資源化の問題とかりサイクルが一層進んでおるわけでございますし、さらにご承知のように昨年の秋口から景気が極端に冷え込んでしまったということで、ごみの埋め立てが非常に激減をしたというところでございまして、20年度末の埋め立ては97万1,000立方というところでございます。進捗率からいたしましても65.5%という実態でございます。なお、年平均大体9万立方程度で推移するだろうということでございましたが、ここにまいりまして20年度は先ほど申し上げましたような状況によりまして5万5,000立方というふうに非常に量が少なくなってきていると、本年度もやっぱり同じ状況で進むのではないかと。そういたしますと、大体5ないし6万立方の推移となると、エコパークで見込んでおります埋め立ても相当延びるであろうということも予想されるわけございまして、ご承知のように焼却炉施設も中止の余儀なきに至っておるという現実もあるわけでございます。

このような中で第1点目の跡地の活用であります。平成10年度から交付されてきました交付金も23年度、埋め立ては25年でございまして、約束の期限であると。そろそろ県からもいろいろお話が出てくるのではないかとということで、私ども推移を見守っているというのが現実でございますが、跡地利用につきましては実際まだまだ全く予測ではございますが、埋め立てが完了するのは相当先になるのではないかとというような予測もされるわけでございますので、しかしそれでは遅いわけございまして、今田中議員さんがおっしゃるように、この跡地利用につきましてもこれらの推移を見守りながら、またネクストの処分場はどういう形で進むのか、その辺を見きわめながらタイミン

グをひとつ見計らいながら、県ともまたよく今後の見通しについても話し合いをしてまいりたいというふうに考えています。また、議会の皆さんのほうからもやっぱり今から大体现況等も指摘いただいているわけですが、どのような形で町の、せっかくの町、町民各位の苦汁の選択の中で受け入れた施設、その後がさらに有効に活用されるような方法はいか辺にあるのか、議員の皆さんからもまた住民の皆さんからもお声があったらしっかりと受けとめながら、県との協議に入っまいりたいというふうに考えておるわけですので、そのようにまたひとつご理解いただきたいと思ひます。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） ご答弁いただきました。これはまだ先だというようなお話、25年に大体完了するのではないかというふうな今ご答弁いただいたわけですが、前にもいろいろと計画があったものが計画段階の最終年度にならないとわからないような、それでせっぱ詰まってからこうだあだという話が出てきております。これとは違いますが、妻入りの街並の環境についても期間があるよあるよと言って、もうあと幾らもないという状況に来て、今回町のほうから行政的にこういう話が出たと、指定地がやっと決まったというようなこともございますので、やはり私どもも鋭意協力はしたいと思ひますけれども、やはり町としてはそれなりに早目から手を打っていただいて県との協議を始めていただき、また地元の直接の関係者であられる稲川住民の方々の考え方も当然一番必要だと思ひます。それがひいてはあそこで今八手地区の方が一生懸命一緒になってレクリエーションやったり文化交流やっていますが、そういうようなことも絡まってくるので、その辺の方との十分な対応を考えながら早目に始めていただければありがたいのではないかと、こう思っております。

それで次なのですが、今町長のお話の中で上中下越、できれば佐渡という処分場の問題が今答弁の中で出てまいりました。これはもう早いころから、今の知事の前知事からそういう話が出て鋭意県は努力しておられるのですが、やはりごみとなりますと、皆さんが本当になかなかうんと言ってくれないところが余計なわけです。ただ、出雲崎町は確かにこうやって苦汁の選択で産廃場を持ってきました。だけれども、自分のごみは他へやる。だけれども、そのものは要らないよというような意識の中でやっていたのでは、私は処分場なんてという到底公的なものはできないと思ひます。やはりそういう中で出雲崎町は苦汁の選択をしながらも新潟県下全般のごみを一手に引き受けているのだと、最終処分場として。こういう意味の中で私は大変、どういふのでしょうか、犠牲的といひますか、それもありますけれども、結果的にはそういう中で今の共有の処理施設が余人に批判されることなく、十分に活用されていることはよかつたことだと思っております。

そこでお話なのですが、エコパークしかないわけです。県ではいろいろと今言うように努力されているが結果はないということの中で、今現在聞くところによりますと、まだ相当な保有地を抱えておられて、若干の買収というのですか、なんかをするとまだ相当今の施設を活用しながらできる

という話も聞いておりますが、もし県からそういうような要請が公的にあった場合に町長はそれについての対応はどのように考えられていますか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） お話を進める段階で今田中議員さんのご質問にありましたように、まだ未開発地が30.8ヘクタールございます。大分あるわけです。おっしゃるように県がこの辺の問題をどうとらえているのか。それとあわせて当出雲崎町といたしましても、今率直に申し上げまして上越が候補地に挙がってその場所も特定をされて、その住民各位との積極的な話し合いも進めておられるということでございますが、田中議員さんおっしゃるようにまさに難航しておるとというのが現実でございます。そのような中で大局的な見地に立ちますと、田中議員さんのご発言の中にございますように、例えば16年、19年の地震あるいは水害、あのときこの出雲崎町のエコパークの施設がなかったらどうなったかです、大変なことになったと思うのです。それを補完したのがこの処理施設だったという非常に大きな役割を果たしているわけでございますので、先ほど私申し上げましたように経済活動が停滞をしておいて処分量が減っておるという事実はございますが、しかし間もなく満杯になるわけです。

しかも、これらの施設をつくるにはアクセス問題から環境調査からいろいろな面からすると五、六年たつわけです。そうすると、私は県もおっしゃるように、今後の対応どうするかということについては真剣に考えるべきだということは事業団の幹部にも申し上げてございます。その中で事業団なりがどう判断を下してどう対処されるのか、そのときに仮に出雲崎町にあれだけのまだ施設があつて、水の処理とかいろいろな面で環境がそろっているから、何とか出雲崎町にということがもし県のほうから打診があれば、これは私はやっぱり受け入れた段階では苦汁の選択で大変な批判もあったということの中で、町民各位から何とかご理解いただいて施設を導入してやっただと。これ結果としては本当に問題もなく、またいろいろな面でプラスアルファあったと思うのですが、しかし今度は県からの要請があったときにおいては、仮にあったとするならばこれは議会、住民各位また地元の皆さんと十分それらの要請にどうこたえるべきか、仮定の問題です、これはあくまでも仮定の問題、あったとするならばどうするかということ、私としてはひとつまた今から事業それらの問題の展開が始まった段階でどうするかは、ひとつ皆さんとしっかりとまた腹づもりを固めていただいて、どのように対処すべきか、やっていかなければならぬかなど。

今町が何が何でも町がいっぱいあいていますよ、やりなさいよというわけにもいかない。これは住民感情として皆さんの中でも相当の意見はあろうと思っておりますので、その辺を十分見きわめながら、要するに県がどういう対処をしまいか、受け入れ段階においても先ほど申し上げました上中下越、佐渡ということを経営に受け入れておりますので、その辺の推移を見守りながら、また十分議会の皆さん、いろいろな皆さんのご意見を受けとめながら対処してまいりたいというふうに考えています。

○議長（中川正弘） 8番、田中議員。

○8番（田中 元） 今のはあくまでも仮定のお話ということでございますので、それはやむを得ないことだと私も思います。ただ、今町長がおっしゃるように、要は新しいものができるまでに5年、6年かかるのだという現実の姿があります。それと今町長の答弁の中で25年には大体満杯になるということになりますと、あと四、五年。さっきの5万何千トンに減ってくればもう少し先に延びるのでしょうけれども、一応23年に補助金が終わって、25年に大体というふうに答弁されたようでございますが、それでそうなりますと、年数がないという段階の中でやはり早急に県も何か対応をしてくるのではないかという気がしますので、今の町長の答弁によってやはり議会あるいは住民、みんなで行政も絡めてきちんとやらなければならないという状況に来るのではないかと思いますので、慎重かつしっかりとした考え方を持ってやはり次の段階に踏み込むのかなと。やはりごみの収集そのものは大変でございますので、ないのが一番いいのです。だけれども、自分たちでも出しているわけですから、やっぱりどこかで処理はしなければだめだということの中で、今当地しかないということ、やっぱりその辺は十分に考えて進んでいかなければならないと。積極的な前向きではないにしても、必ずやもう一回という話が出た場合にはやっぱり相当な考え方を持っていかなければならないと思っておりますが、その辺で皆さんとよく協議しながらやっていきたいと、そう思っておりますが、ひとつよろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） いいですね。

○8番（田中 元） はい。

◇ 中 野 勝 正 議 員

○議長（中川正弘） 次に、9番、中野議員。

○9番（中野勝正） それでは、通告書に従いまして町長に考え方をお聞きしたいと思います。

柳津町との交流について、昭和62年当町と福島県の柳津町と姉妹提携を結んで22年たったわけでございます。この間いろんな交流があったと私は思います。そこで私は議員になってから、議員としては3回柳津町に行きました。1回目は平成16年合併問題についての意見交換、2回目は今年8月柳津町及び町商工観光主催の供養祭に出席、3回目は今年11月柳津町議会との意見交換等やったわけでございますが、町は毎年大体1回交流をやっているように見受けられるわけでございます。

そこで私は町長にお聞きしたいのは、1つは町の職員間の交流、これは今までやっていられたのか、それとも今後どのようにやったほうがいいのか、やらないでいいのか等について町長の考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 中野議員さんの柳津町との交流についてお答えをしてみたいと思いますが、私が申し上げるまでもなくて昭和62年でございましたが、本町の合併30周年の記念行事として柳津

町と姉妹都市提携を結んで交流をしながら今日に至っているという事実がございます。議員さんからご指摘をいただいているように、いろいろな交流も行ってまいりましたが、近年は特にその交流とあわせまして町も水害あるいはまた2度の地震にわたりまして、柳津町の皆さん、議会、職員、非常に心温まるご支援、お力添えをいただいたということを本当に私は改めて感謝も申し上げながら、この姉妹都市提携は形ではなくて、本当に困ったときにお互いがどのような対処をすべきかということについて本当に心温まるご支援をいただいて、改めて柳津町さんとの交流、姉妹都市提携を結んでよかったという感を深くいたしておることが事実でございます。

その中で職員同士の交流についてでございますが、本年も研修の一環といたしまして、行政改革推進委員の皆様方と一緒に職員10人、長野県の下篠村で研修等も行っておりますが、総務課長からも今後は市町村合併も落ちついたところでございますので、他県の同規模の自治体各分野ごとの施策についてもお互いの職員間で意見交換なり、またそれぞれの立場で将来の自治体のあるべき姿というものを話し合いをすることも必要ではないかということで、今後も柳津町さんも同じく独立独歩の道をとって歩いておられますので、柳津町とも意向を確認しながら、これからもお互いの勉強等で職員の交流から一步踏み込んだ、今申し上げましたような内容等につきましてもお互いに鋭意胸襟を開きながらの話し合いの機会というようなことも持つ必要があるのではないかということで検討してまいっております。そういうようなことでございますので、ご指摘もいただいておりますし、また町もそういう面で積極的にひとつまた対応してまいりたい、あるいはまた柳津町さんともよく連携をとりながらご指摘の点についても進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。私も柳津町に行きましたら柳津町の素朴な人間温まるあるような、出雲崎町と同じような、どっちかというと過疎ですので、よかったなというふうなことでありますから、ぜひとも職員間の交流をやっていただきながら、お互いの町のよさをアピールしなからやっていただきたいということで、ぜひやっていただきたいと思っております。

2番目に、私は民間同士の交流等については町長の考えをお聞きしてみたいと思います。お願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 一步進めて民間同士の交流をどうするかというようなことでございますが、ここの9月も柳津町さんからのお声かがりがありまして、職員間でまた野球協会等々の交流等も含めて交流試合等もやっております。本町におきましても来年はぜひひとつ柳津町へおいていただきたいのお話もありますので、今までの各イベントなりあるいはまた出展行事等も行っておるわけでございますが、一步踏み込んで民間のまた代表の皆さんからも柳津町へお足を運びいただくような機会を町としてもひとつつくってまいりたいなというふうに考えておるわけでございます。本当にスポーツ分野また行政分野あるいはお互いの町同士のそれぞれの頑張るって、また苦勞しているお

互いの意見交換をしながら、さらにまた両町の発展が期待をされるというところでございますので、そういう機運を醸成しながら、なおかつ行政といたしましても積極的にひとつまたご支援を申し上げていきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。

そこで私は提案させていただきたいなというふうに思っておるのですが、私も柳津町へ行きまして、柳津町も観光に大変力を入れている、当町もご存じのように観光に力を入れている。民間同士の交流というといまいちかなという感じを受けました。そこで柳津町さんもプレミアム券、当町もプレミアム券商工会を通じてやられていると思うわけですが、その辺の姉妹都市プレミアム券等を発行して、お互いに自分たちが向こうへ行ったら何十%でもいいのですが、値引きしますからお金をおとしてくださいよというようなことが、当町から向こうの行政のほうに話を言っただければどうかなというふうなことを感じておるものですが、その辺の町長の考えはどうかでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） プレミアム振興券をさらに拡大解釈といいたまいますか、位置づけをして柳津町との交流の中でもその辺が共有して使えたらどうかという話でございますが、これにつきましても個人的な見解はともかくといたしまして、プレミアム振興券も商工会に対する町として取り組みに対してひとつ協力したいというような基本に立ってやっているわけでございますので、行政側から一步離れて、行政としての見解もでございますが、商工会自体がプレミアム振興券、地域振興という形の中で出しているこの行為といいたまいますか、制度に対して、また両方の商工会がどのような見解を持たれるかもございますので、提案として受けとめながら商工会の皆さんにもこういう議会の皆さんの発言もあるのだと、意向もあるのだが、これに対してどうかというような意思確認なりまたそれぞれの問題点を整理しながら、今後に対処していったらいいのではないかなというふうに思っています。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。ぜひそのようにやっていただきたいというふうに思っております。

そこでもう一つは、柳津町行くときに交通手段としまして、大変バスが民間で借りると高いのです。当初私も柳津町行くとき大体16万円から17万円ぐらいかかるのでしょうか、バス代だけで。そうすると、交流するにもいいことはいいのだけれども、経費がかかると大変かなということが起きるわけですが、そこで交流に関して観光課が兼ねるわけですが、町のバスが29人乗りでしょうか、あいているわけですが、今町のバスも大変町民の皆さんが活用して、あいている日にちも余らないように承っておりますが、あいた時間とマッチした中で、例えば前もって柳津町

交流に行きたいのだから、町のバスをお願いできないだろうかといったときには、町としては積極的に関与して貸していただけるのか、それともいやそれはちょっと無理だよというふうな考えがどうか、その辺町長どのように考えておられますか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 町が持っているマイクロ、あるいはふれあいの里が持っているマイクロ、あるいは場合によっては子供さんたちの登下校に使っておるスクールバス等々もございしますが、町は大きく根幹を打ち出すことはできないのですが、やはり今おっしゃるような町民なりそういう皆さんの全体的な利益に還元されるような行事なりいろいろなものにつきましては、できる限り弾力的に対応しながら、マイクロバスなりそういう輸送機関の車を提供しておるということは事実でございます

できる限りそういう時点になりましたら、またいろんな行事の日程調整もあろうと思いますが、極力町としてはそういう皆さんのご厚意に対しては便宜を図ってまいりたいという基本的な考え方を持っております。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。

そこでちょっと具体的なお話をさせていただきたいと思うのですが、私ども議員の1人でも2人でも中に入って、民間の人を寄せ集めて柳津町の皆さんと、視察になるのでしょうか、意見交換等民間の人、議員が中心になってやったときにはそういうふうなことも可能かどうか、町長どうでしょうか。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 目的は同一であろうと思うのですが、やっぱり基本的には町のいわゆるそういう根幹に沿った中における、例えば紹介者はどなたでもいいのですが、単なる個人的な、有志が行くというのではなくて、いわゆる町の全体の中におけるその皆さんが柳津町のしかるべき皆様方と交流するという一つの前提に立つときには、できるだけ柔軟に対応してまいりたい。ただ、個人的にちょっと皆さん柳津町行こう、車借りて行こうというのはちょっとまたいろいろ問題も出てまいりますので、その辺はきちっと整理をしながら、計画があるとするならばどういう柳津町の皆さんとの交流をしてどうするかということをしっかり計画書等も出していただいた中で、町としてできる限りの便宜供与をしていきたいということをお願いしているわけでございますので、その辺をひとつまたご理解いただきたいと思います。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。それではこの交流については終わらせていただきたいと思います。

では2番目の新年度予算について質問させていただきたいというふうに思っております。11月

16日町長と議会とで新年度予算編成に関する意見交換会を中央公民館でやらせていただきました。これで2回目になるわけですが、そうした中で各議員からいろんな意見が出まして、町長も議員のことに傾けながらやりたいというようにお話の中で、今の国や県の動向があり、現時点大変だというようにお話の中で一応説明されておりましたが、再度町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 今のご質問、新年度の町の予算編成に向けての今の国情勢にかんがみて基本的にどういう町長は考えを持っておるのかというご質問でございますので、お答えをしないと、そういうふうに思っておるわけでございます。

私が申し上げるまでもなく、8月末における衆議院選挙におきまして民主党が圧勝したと、ことしの流行語大賞は政権交代というのがノミネートされているやに聞いておるわけですが、まずその言葉に象徴されますように民主党を中心にして社民あるいは国民新党、3党連立を組んで発足して間もなく3カ月目を迎えようとしているというところでございます。

私が申し上げるまでもなく、コンクリートから人へという大きなキャッチフレーズ、あるいはマニフェスト原理主義と、原理主義という表現がちょっとどきつ過ぎるのですが、私はあえて言わせていただくのですが、マニフェスト原理主義に基づいて非常に今流動的な局面を迎えております。特に私が申し上げるまでもなく、行政刷新会議における477事業に対する3つのワーキンググループが、分野に分かれていろいろ検討した結果が示されたわけでございます。要するに私たちが関連する総務省なりあるいは国交省、農林水産あるいは文科あるいはまた労働、環境、いろいろな面で廃止とかあるいは凍結とかあるいは予算削減あるいは基金の国庫返還、いろいろ仕分けがされたわけでございます。この仕分けに基づいて新聞報道等によりますと、この30日に平成22年度の新しい国庫予算の大綱が決まるのではないかなというようにことで叫ばれておるわけですが、私たちがこの結果がどういう形になるのか、先行き不透明、非常に私たちは戸惑いを感じながらも十分な関心を持って今見守っておるといところが本音でございます。

その中でも最も私たちに関係していますところの、要するに地方交付税に対する抜本的な見直しと、その内容は皆さんどういふふう感じているかわかりませんが、恣意的な配分、恣意的な配分が入っているのです。しかも、客観的にわかりやすい配分、これは私はこれに対しては相当意見があります、これ私個人の意見を申し上げる今段階ではございませんが、意見はございます。しかし、これは抜本の見直しをするというように報道はされているわけでございますし、また公共事業の大幅削減ということでございますので、町が今行っております事業等についてもどのような仕分けの内容の結果において国の予算が県が町にどのような形で流れてくるか、これは私はやっぱり大きな影響が出るだろうと、これは避けられない現実だというふう感じておるわけですが、しかし私は先ほどの地方交付税の問題について申し上げたいのですが、刷新会議における仕分け事業、

これは第1、第2、第3のワーキンググループがあるのです。全体で62名の委員さんがおられる。その各中に衆参議員の皆さんは第1が2人、第2が2人、第3が3人でしたか、わずか7名ですよ。あとは全部いわゆる弁護士とか大学の教授さんとかあるいは企業家とかそういう皆さんが、皆さんの前でこの前も申し上げたのですが、限られた時間の中で賛成多数で決せられたと、これは私は非常に不満を持っているということは否めない事実であるということだけを私ははっきりと、私の言葉で語っていきたいというふうに思っておるわけでございます。

このような中で皆さんの話し合いの中でも、先ほど申し上げたわけでございますが、非常に不透明であり、国の国家予算が決まらない、私どもも最近仕分け事業を受けて、各それぞれ農業関係とかいろいろな問題の皆さんとお話し合いをしているのですが、そこには県の幹部が出ていますが、非常に全くわからないのです。どういうことの中で新しい年度の事業が採択されて予算配分されるのか全くわかっておられない。こういう本当に厳しい状況なのです。きょうも緊急経済対策、果たして決まるのか決まらないのか、7兆2,000億円だめだと、絶対許さないと、どうなのでしょう。あんなことをしているのですから。私は批判するのではないのです、非常に今のそういう問題を踏まえても、本当に国の予算がどういうふうになって、地方にどういうふうに流れてくるか非常にわからない、そういうところでございますので、私は皆さんにも申し上げておりますように、ハード的な面は当初においては極力抑えながら、しかし医療、福祉、教育関係とか町民各位に密接に関係あるものに対しては、今までより以上に手厚くひとつびしっと対応してまいるという考え方でございます。

また、ハード的な面につきましては、国の予算がはっきりしてまいりました段階で、私はやっぱり申し上げておりますように、いつでも補正対応をしながら、できる限りの事業は進めてまいりべきだというふうに考えておるわけでございますので、この辺またご理解いただきたいと思っております。

もう一つ、思わぬ事態が今展開してまいっております。要するに、県においても今まで話題になっているのですが、国の直轄とかいろいろな問題に対する負担金はもう廃止しなさいというような規制が出てることによりまして、皆さんも新聞報道でご承知のように、県におきましても県のいわゆる事業につきましても、建設事業につきましても今まで市町村の負担金があったわけです。今度は市町村の負担金を原則廃止をすると。しかし、反面そういう県単、県独自の事業の負担金を廃止するかわりに、任意に補助金の上積みをしている、その問題に対してもこれも原則廃止という方針が出されておるのです。原則ですから、さてその選択はどうかと、これ町村がやるのです。今までどおり負担金を払ってもやるのか。負担金を払えばいわゆる任意の補助金も上積みされる。しかし、両方てんびんにかけて、プラスマイナスてんびんにかけてマイナスになるならば原則廃止になり、原則補助金は要らないという判断を示さなければならぬという、これらも大変ですよ、これらも。こういう今状況なのです。そんなことで新しい年度の予算編成は非常に厳しいと、難航しておると。難航しておるといふよりもこういう諸般の情勢が非常に厳しいということをお知らせ

ておきたい。

ただし、悪い材料ばかりではないわけですから、明るい材料といたしましては、本当に私たちは皆さんに申し上げておりましたところの、来年度のいわゆる過疎法の時限立法を執行する直前、これに対しては最大の関心事であり、最大の努力をしてまいりました。しかし、ようやくこれは3年間延長、その間に新しい新法に向けてさらに充実したものにつくり上げていきたいということを明言をされておりますので、まずこれは間違いないだろうと、これはひとつすばらしい私は明るい材料として受けとめております。さらに当町の財政も今回のいわゆる補正におきましても1億2,200万円程度のいわゆる財調の取り崩しをやめまして減額をしたということでございますし、全く今の予測ですが、21年度末における財調に対しても相当の上積みができるのではなかろうかというような状況判断を私はいたしております。そういうところでございますので、財政的には非常に足腰の強い基盤のしっかりした出雲崎町でございますので、その辺につきましても私はやっぱりある程度、先ほど申し上げましたように、国の大綱が定まってまいりますれば、積極果敢にやるべき事業は進めてまいりたいという考えでおりますので、そのようにご理解をいただきたいというふうに思っているわけでございます。

いずれにいたしましても、非常に厳しい状況の中でございますが、また皆さんとともに知恵を出してまた意見を承りながら、住民各位のご理解をいただけるような新しい年度の予算編成を進めてまいりたいというふうに考えておるわけでございますので、ご理解を賜りたいと思っております。

○議長（中川正弘） 9番、中野議員。

○9番（中野勝正） ありがとうございます。

町長がいっぱいしゃべるので私も余りないのですが、そこで私は若干しゃべらせていただくわけでございますが、我々議員この前懇談会やったとき、総体的に21年度予算が三十何億円あるわけですが、総体的にやっていただくのはぜひやっていただきたいということで、余り減らさないでほしいという議員の皆さんみんなそういう考えを持っていましたので、今町長の答弁をお聞きすると大丈夫だと、国は厳しいけれども、何とか頑張るよという強い意見をいただいたので、その辺心強いかなというふうに思っております。

その中でやはり職員の皆さんが難儀されているのは当然わかりますが、職員間の何が大事かという各課の言い分は全部お願いしたいのだよというふうなことで上がってくるわけでございますので、その辺の各課から上がってきたときのいろいろ査定があるだろうと思います。最終的には町長の判断で決められるのではないかなと思いますが、過程に上がってきた段階においても自分の課だけではなくて、総体的な課の中の割り振りを町長が独断でやるという、こういうふうな趣旨ではなく、各課から上がってきた中での優先順位を決めていただきながらやっていただくと。その中で終わったら補正でまた町長やっていきたいというふうなお話をされておりましたので、ぜひともまたそれをやっていって、やはり厳しくなってくるとこういう私ども出雲崎町においては仕事というふう

になると建設業が大半占めるところが多いわけです。その中で建設業に携わっている方の仕事が切れないような根配りというのですか、そういうのもやっていただければ、またそれが税に返ってくるわけでございますので、その辺のものを細かくやっていただきたいというふうに思っております。

それでこの前意見交換のときに町長もさっき述べましたように、こういう不透明な時代なので新しい年次においてはハード的なものや関連する事業は極力抑えて、医療、福祉、教育、環境にしっかりと対応していくというふうなことで私どもも理解しているわけでございますが、当町特に私も福祉のほうをちょっとかじっておりますので、ぜひともまたこういう過疎になっておりますので、福祉の目の届かないところも多々あるように思います。その辺をまた保健福祉課の皆さんとよくまた意見交換をされてやるべきことは速やかに早くやっていただきながら、町民に理解をいただけるように頑張ってくださいということで私の質問を終わります。

答弁は要りません。

◇ 仙海直樹議員

○議長（中川正弘） 次に、2番、仙海直樹議員。

○2番（仙海直樹） 私のほうからなのですけれども、今後の町づくりについてご質問させていただきます。

今ほど中野議員さんの答弁の中にもございましたが、さきの衆議院選挙で政権交代が行われ、連日マスコミ等で報じられたように、ああいった形で事業仕分けが行われてきたわけですが、さまざまな分野にわたって事業の見直しや廃止がなされているわけです。いい悪いは別にいたしましても、今後我々地方にも何らかの形で影響が出てくるのではないかと思います。そのような先行き不透明な中、来年度の予算組み等大変ご苦労なさっているとお察しいたしますが、くれぐれも福祉や医療、教育、そして地域の活性化等、町民の皆さんのサービスの低下にならないよう、この場をおかりいたしまして、重ねてお願いを申し上げる次第でございます。

景気の低迷や少子化問題や定住問題、また環境問題等自治体を取り巻く情勢は大きく変化しております。このような時代だからこそ住民主役の町づくり、地域の方と町当局、そして我々議会も含め一致団結して町づくり、町おこしをしていかなければならないと考えます。当町も合併せずに単独の道を歩んでいるわけではございますが、吸収合併された旧町村の方のお話をお伺いしますと、出雲崎町は単独でいいね、そういう声も聞こえてまいります。新型インフルエンザ対策ひとつ例に挙げましても、当町におきましては迅速かつきめ細やかな対応と助成が行われており、国の定めた優先的接種対象者、そういった方々を初めそのほか小学校4年生から6年生、また中学生、高校生の年齢に相当する方や65歳以上すべての方に至るまで助成が行われているわけでございます。そういった意味からいたしましても、コンパクトで小さな町だからそこ顔の見えるきめ細やかな対応が行われているわけでございまして、改めて感謝申し上げる次第でございます。

しかしながら、今後の町づくり、地域活性化といった面ではやはり若い世代が中心となって頑張っていかなければならないと考えております。そういった面から20歳代から40歳代ぐらいの方を中心とした町づくり検討委員会のようなものを行政が取りまとめ役となって立ち上げられないものかと考えます。現在も数々のすばらしい組織はございますが、委員の年齢が若干高いのが気になりますし、若い世代を中心としたときにまた違った目線での案やアイデアが出てくるのではないのでしょうか。出雲崎町を守り続けてきた人々に感謝しながら、さらに若い目線で新しいアイデアを出し、地域の活性化を考えていく。5年先、10年先、またその先を考えたときにだれもがひとしく年を重ねるわけでありまして、若い世代中心であっても10年先、その先には10歳年をとるわけでございます。そういった意味でも自分たちの将来の町の姿を考えるよい場になると思いますし、後に残す子供たちの世代のためにもその責任というものは若い世代にあると思います。そして、それが定住問題の解消や人口減少の問題、町の活性化につながるのではないかと考える次第でございます。行政サイドといたしましても、そのような会をやるときに人材の確保は容易ではない、依頼しても入ってもらえない等ご苦勞も承知しておりますが、若い世代中心とあればそうばかりではないと思いますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海議員さんのご質問にお答えをしたいと思っておるわけでございますが、まず全くご質問の趣旨、意義十分私は理解し、私も全く同感であるということを申し上げながら、若干町が進めている組織というものの、また内容も若干拘束されてもございますので、ちょっと申し上げてみたいと思うわけでございますが、確かに委員会組織には若い人たちがいないというご指摘もあるわけでございますが、例えば町の総合計画審議会でもございまして、地方自治法のいわゆる策定義務というものが最も町の最上位の計画であるということで、これは大事なあれでございますので、これらの委員さんにつきましても各分野を代表して、また当然女性や若い方からも参画をいただいて、委員に就任いただきながら計画の審議から進行管理というものを行っているということは事実でございますが、最近やっぱり若干こういう行政組織のスリム化というようなことも叫ばれてまして、また皆さんのほうからのご指摘もございまして、若干総合審議会の人数も減らしたりというようなこともいたしておるということは事実でございます。かつては20年ほど前になるのですが、私も就任をさせていただきまして、みんなで考える町づくり委員会というものを起こしまして参加をしまいましたが、確かに私も今振り返ってみますと、あの当時の町づくり委員会、これは全く私は意義があったと思いますし、またそれらの皆様方のご提言をいただきながら、そのご提言に沿って行政を、いろいろな計画も進めてまいったということが今日につながっているということで、本当に私やっぱり住民各位の総意を結集するということの重要さというものを、今改めて認識をいたしておるところでございます。

その後時代も大きく変わっておるわけでございますが、私はやはり今仙海議員さんのご提言に対

しては全く賛同を表すものですが、行政主体のかつての時代とはちょっと変わってまいりましたので、行政主体の例えば条例とかそういうものでいわゆる義務づけた中における委員構成というものは、なかなか就任をお願いしても就任していただけないというのが現実なのです。私は本当に生きたそういうものに仕上げていくためには、今仙海さんからご提言をいただいているように、仙海さんは若い皆さんのホープですので、期待もされておるわけでございますので、そういう皆さんが中心になって、そういう皆さん方を糾合をしながら組織的にそういうものをつくっていただいて、そのかわりつくっていただいているいろいろご提言なりあるいは場合によっては町長出てこい、あるいは副町長あるいは教育長あるいは各担当課長、この問題について意見も聞きたい、我々の意見も聞いてくれというような組織ができれば、これは私は本当に本物になってくると思うのです。行政主導ですと、なかなか難しいのです。頼むと言っても忙しいとかになる。やっぱり私はできたら仙海さんのご提言に対して何とかそういう方向にご努力いただいて、方向づけをしていただいて、またそうしてそういうあなた方のほうの組織ができて、我々がそういうところに呼ばれて意見を聞きながら、そういうご提言に対してまたそれを政策的に実行していけば皆さんまた元気が出るし、やりがいが出てくるのです。できればそういう方向をつくっていただければ私は町として全力を挙げておこたえをしていきたいというふうに思っておるのが事実でございます。

そういう自主的組織、こういうものを私たちは最も基本に据えて尊重しながら、私たちも十分皆様方のご意向等もお聞きをしながらお答えもし、そして町民協同の中の町づくりというものはこれは本当に基本ですよ。ぜひ私はそうしてもらいたい。私たちも全面的に協力してまいりたいというふうに申し上げておきます。

町も基本の計画、第4次総合計画の最終年であり、第5次計画策定をする段階に入っておりますので、今新しい総合計画審議委員の選任をお願いをしていかなければならないわけでございますので、そういう点につきましては、ご意向も尊重しながらそういう形の中で進めてまいりたいというふうに思っておるわけでございますし、私が今申し上げたことは自主的なそういうものを本体として何とかお願いできないかということですし、また仙海議員さんのご要望もございましてそういう若手に皆さんから呼びかけてもらって、正式な今後の町をどうするかというような何か組織的なものをつくっていただければ、行政としてもそれに対しては全面的にいろいろな裏づけをしてまいりたいというふうに思っておりますので、第一義は基本的には何とかそういう自主的な組織の中で本当に自由闊達にご意見を出してもらって、町に強く迫るような何か出てくればこれは本物だなというふうに私考えていますので、またその辺のことも範疇に入れながらお願いしたいなと思っております。

○議長（中川正弘） 2番、仙海議員。

○2番（仙海直樹） 大変前向きなご答弁ありがとうございます。自主的組織なら町長呼んだらいらしてくれるということでございますし、行政主導は難しいが後押しはするというふうに私解釈いたしました。

これから先やはり老、壮、青、そして女性、一体となった町づくりが必要とされると思います。町長おっしゃっている小さくてもきらりと光る町づくりがそこにあると私も考えるところでございます。町長以前議会の答弁の中でこうおっしゃっておられますが、「やっぱり私はミクロ、マクロの視点に立ち、そして外なる要因、内なる要因、あらゆる状況判断をし、そして時にはとどまり過去にタイムスリップをし、そして現時点を見詰めながら時代の流れを先取りしながら総合的に判断をしながら、これからの町政をいかに進めるかということが私はやっぱり一番大事なことではないかと」、これ19年の6月の定例会で町長おっしゃった言葉なのでございますが、出雲崎町はまさにこのような局面に立つと思われまます。人口減少の問題や地域活性化問題を抱えながらも、将来に希望の持てる魅力ある出雲崎町にしていかなければなりません。

若い世代投入というのも町の活性化になると思いますし、やる気のある方はいると思います。形はどうであれ、名称は何であれ、やっていただきたいというのが私の思うところでございますし、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、ご提案を申し上げて私の質問とさせていただきますが、最後に町長ありましたらお願ひしたいと思ひます。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 仙海さんの今お話の中にございましたように、私もこうして皆さんのお世話になっている以上、ひとつ初心を忘れず、今仙海さんがおっしゃったように、今の時勢をしっかりと軸足をとりながら柔軟にいろんな局面を想定し、またその局面をしっかりと打開をしながらプラスアルファを構築しながらこれからの行政を進めてまいりたい。そのためにはやっぱり議会、町民各位の、先ほどあなたがおっしゃるように率直な、忌憚のないご意見というものができて初めて私たちの今申し上げるようなことを進めてまいるわけでございますので、今後とも一層議会の皆さんからもそういうことに対してはご提言をいただいたりしながら進めさせてもらいたいというふうにご考慮しております。

○議長（中川正弘） ここで暫時休憩いたします。

（午前10時49分）

○議長（中川正弘） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第1、一般質問を続けます。

（午前11時05分）

◇ 三 輪 正 議員

○議長（中川正弘） 7番、三輪正議員。

○7番（三輪 正） では、防災無線の改善についてお願ひいたします。

防災無線につきましては、日常非常にたくさんの放送がございまして、町民の皆さんそれを一生懸命聞いて、自分の生活の一応指標といたしますか、それに基づいて皆さん行動されている場面が非常に多いわけでございます。特に災害、津波とか地震、大雨とか火災、そういったものとか、また今教育委員会のほうで小中学生の通学とかいうことでも非常にきめ細かく放送されております。私らはふだん屋内にいますと、それぞれ各家庭にあるわけなのでそう問題なかったのですけれども、私もいろいろなところに、地区の方ですとか地区外の方に時々遊びといたしますか、お茶飲みに行きますけれども、そのときどうしてもやっぱり仕事から外にいる期間が非常に長いとか、そういう方が非常におるわけですけれども、なかなか地区によってはほとんど聞こえないと、聞こえても何言っているかよくわからないというふうな方が結構あるものですから、これ何とかしてくれないかというふうな話何カ所かの方から話がおるわけでございます。それ多分町のほうにはそれぞれ複数の地区のほうから何とか改善していただきたいという要望も入っているかと思っておりますけれども、それにつきまして町に今までどんなふうな要望が来ているのか、その現状と今後こういうふうに変更していきたいというふうな答弁をお願いしたいのです。

それと防災無線につきましては、私ちょっと友達がおりまして、中之島とそれから三条市にもおりまして、四、五年前ですか、あの大水で尊い方が何名が亡くなっておるわけですけれども、あの地区は両方ともそういう屋内の無線も余りないわけです。それでほとんどわからないうちに水が来てしまって逃げられなかったというふうなことがありまして、そういう面では非常に出雲崎町はいいなと思っておりますが、せつかくある防災無線ですので、その有効利用ということでもぜひその辺の考え方とかお願いしたいと思っております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 防災無線の改善ということで三輪議員さんのご質問にお答えしたいと思っております。

以前この問題につきましては、宮下議員さんからもご質問いただいておりますが、まずご質問にお答えする前に、防災無線の現状につきまして改めてご説明をしたいというふうに思っております。まず、本町の防災行政無線の利用形態につきましては、勤務時間内はもとより、時間外におきましても宿日直の職員によりまして緊急事にもかなり迅速に対応はできておると思っております。それだけにまた職員の皆さんの負担もあるわけでございますが、住民に対しての適切な対応は欠かせないものということでご理解をいただいております。

この無線設備につきましては、平成6年度、7年度で整備いたしまして、現在14年目を迎えておるところでございます。年々やっぱり個々の受信機なりあるいは屋外局の故障が非常に増えておるという現実もあるわけでございます。現在各世帯に配備しております個人的な受信機につきましては2,000台、これを補完する屋外施設が21機設置されておるところでございます。ま

た、昨年度整備した消防庁の全国瞬時警報システムがありますが、これは人工衛星を利用して、緊急事の受信速報あるいは本町の防災行政無線を自動的に起動させまして、屋外あるいはまた個別の受信機、最大音量の緊急一括モードで通報するシステムを設定しておりますが、これは今回消防庁の要請でシステムの改修を補正予算でお願いしているというところでございます。

まず、第1点目のご質問ですが、屋外局の聞こえが悪いということでございますが、確かに聞きにくいというお話が出ている集落もでございます。また、中越沖地震の故障も含めまして、特に最近多様な電波状態の変化も影響しまして、個別、屋外の両方の聞こえが非常に悪いという苦情が多くなってきておりますので、今まで一緒にできていたものが急に入りにくくなるというような状況が頻繁に起きておりまして、外部アンテナを設置するなどの対応が増えておるといことは事実でございます。

また、設置当初の屋外におきましても、本町の山合いでも同じ条件で屋外でも聞ける整備を目指しておりましたが、実際現実的には風の状況とかいろいろな気象条件によりましては非常に聞こえにくいという箇所も発生しているというところでございます。本町の機器はアナログ対応でありまして、現在何とか修理対応が可能であります、今後そう遠くない時期に部品の調達が非常に難しくなってくるという状況が来ておりますので、今後は現在のアナログ波からデジタル波での防災行政無線に切り替え整備を進めなければならない時期に来ておるといことでございますので、電波の性質が異なるため、その段階では全町の屋外局の受信範囲の条件につきましては、当然見直しをするということになっておりますし、ただし屋外局は個別受信機の補完的な性質なものでありまして、本町のどこにいても聞こえるというものではありません、確かにありませんね。家並みを形成しておるところを中心に配置しておりますが、声の届く範囲は半径300メートル程度と言われてまして、1機当たり非常に高価なものとなっておりますが、すべてを網羅することはちょっとできませんが、今後デジタル化の中で今いろいろご意見出ております不備な地域の整備を図ってまいりたいと思っております。早ければ来年度からデジタル化への具体的な受信調査を進めることになるかと思っております。

ちなみにデジタル化の工事期間は4年間程度かかることとなります。順次親局あるいは中継局、屋外局、個別受信機等々交換していくこととなりますが、全体事業で約5億円程度かかるのではないかと予想されています。また、デジタル化になりますと、屋外局から緊急事に双方向で無線連絡ができて、仮に孤立したときの重要な通信手段になるということが出来ます。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ありがとうございます。

今デジタル化ということではちょっとうわさには聞いておりましたけれども、今町長さんのほうから正式に話がございます、非常に検討されているのだなということ期待しておりますが、それで先ほどのスピーカーの位置とかそういうの、よく調査されて対応をお願いしたいなと思っております。

それで今防災無線の2番目につきまして、実は各家庭の方はそれぞれ当然聞かれるわけですが、今出雲崎町でも非常に町外から各事業所ですとか、また施設につきまして町外からも非常に通勤なり通学されている方が多いわけですが、私もちょっと各事業所に何件か聞きまして、そこでも五、六十人勤めておられるわけですが、防災無線あるのか、そんなのないよということになった場合、と思ったのは日中約10時間ぐらいそこにおられるわけですが、何十人の方が。だけれども、例えば大水があってすごいということはほとんど工場とか何かで働いている方はわからないわけですが。そういった方があるものですから、例えば緊急に避難してくださいと言ったって何もわからないわけですから。夕方帰ろうと思ったらこれは大変だ、こんな水が出ていたのかというふうなこともありますので、せっかくの先ほど今度国が全国瞬時システムというふうなこともありますので、ぜひこれ経費の問題等もあるかと思えますけれども、多く人の集まる施設ですとかそれから各事業所、こういったところもそれぞれやはり先方の経費の問題とかあるかと思えますけれども、極力昼間そういうところに大勢集まっているわけですので、そういうときでもそういう情報が伝わるような形もぜひ考えていただきたいと思えますので、この件は今現在の程度そういうところに設置されているのか、また今後どういうふうにご考えておられるのか、お願いしたいと思います。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 2番目の質問でございますが、町内の公共施設や各地区の集会所には配備してございますから。ただ、事業所につきましては、当初希望されるところに有償で配備して現在に至っておりますというところでございます。今ご指摘もございますが、今後デジタル化の配備の中で再度ひとつまた事業所についてはどのように対応するのがよいのか検討することになるかと思えますので、きょうのご意見も十分にまた参酌をしながら、これらの次期案件に対しては決定をしていきたいと、また皆様のご意見も聞いてみたいと思っておりますので、よろしくひとつお願いします。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） ありがとうございます。

ちなみに柏崎のほうでちょっと確認しましたら、柏崎市は特に原子力発電所の立地町村ですので、特別だと思いますけれども、事業所にはほとんど防災無線は入っているということでございました。

それと2番目ですが、携帯電話の通話地区の拡大ということで、以前は携帯電話を持つ方も少なかったのですが、最近は持つ方がほとんどだという状況で、携帯電話なければ生活できないというふうな状況になっておりまして、特に若い人たちには携帯電話が通じるか通じないかがその町村の評価にもつながっているということで、おまえのところは携帯もつながらない場所なのかと、極端に言えばそういうふうな今状況でございます。

それで携帯電話も1社であればいいのですけれども、主なところだけでも3社とか4社ありまして、あの携帯はこの地区では聞こえるけれども、あの地区では聞こえなくなるとかということがありまして、最近船橋でもa uの携帯電話が立ちまして、a uさんの話ですと、非常にこの地区はa

uさんは通話が悪いのだということで、出雲崎町で2カ所、あと別山地区に1カ所建てるのだということで、船橋は建てて多分もう供用されているのではないかと思いますけれども、地区によりましては非常にやっぱり何々の携帯はほとんど聞こえないというふうなところがありまして、これもやはり地域が少しでも住みやすくなって、少しでも若い人たちに住んでもらうにはそういったインフラの整備も大事かと思いますけれども、これは当然民間の会社の仕事ですので、町の経費がどうかということにはならぬかと思いますが、その辺の状況、それと前にアンケートもとられたというふうなことがありますので、その辺の結果と今後町当局はぜひ各携帯の会社にその辺の対応をぜひ働きかけていただきたいと思います。

それともう一つちょっと違いますけれども、私ひとつ疑問に思うのは、何で携帯会社の会社さんというのはそれぞれが鉄塔を建てなければだめなのかなと、あれをまとめてもっと高いのを建てれば何本も要らない、通話ができるのではないかと素朴な疑問を抱いていますが、これは一応別個ですけれども、ぜひ状況と各会社への働きかけをお願いしておきます。

よろしく願いいたします。

○議長（中川正弘） 町長。

○町長（小林則幸） 携帯電話の通話地域の拡大ということのご質問でございますが、ご指摘のとおり町内におきましてもこれだけ携帯電話の使用が進んでいる中で不便な地域があるということは事実でございます。実際私の家も、うちの構造自体もそうなのですが、非常にうちの中では今までのドコモのムーバだと全くだめなのです。それで勧められてフォーマにかえたらどうだということで、フォーマにかえましたら実にまたよく聞こえるようになったのです。ただし、役場で聞いているよりもやっぱりうちのほうは若干ちょっと受信状態がよくないなと思っておりますが、今おっしゃるように会社の鉄塔とかいろんな関係で、機種にもよるのです。そういうことで聞こえのいいところと聞こえの悪いところがあるということもございますので、これらのことにつきましても県を通じて受信状況の照会等もありまして、各集落にも調査をお願いするところでございます。その結果を県から各事業者に要望してもらい、徐々にではありますが、改善をされているというふう聞いておりますが、今後とも機会あるたびに要望してまいりたいというふうには思っています。

今申し上げましたように、ちょっと状況の悪いところも相当改善をされてきているのではないかなというふうに思っています。私は、集落名申し上げませんが、この前もちょっと集落を移動しておりましたときに、思わぬところで私のほうの携帯は全く圏外と出るのでありますが、一緒に乗っていた人の携帯には受信ができるというような状況もあるのです。非常にそれで困るのですが、いずれにいたしましても、できるだけそういう受信状態の悪いところの箇所等も特定をしながら、また関係する会社等にもお願いをしていかなければならぬかなというふうには思っています。

○議長（中川正弘） 7番、三輪議員。

○7番（三輪 正） どうもありがとうございました。

一応そういうふうな状況を認識していただいて、機会あるごとに、やっぱりこれ声を出さないとどうしても後回しになる可能性もありますので、また機会をとらえて各会社のほうに要請をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（中川正弘） 以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（中川正弘） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時19分)

第 3 号

(1 2 月 1 1 日)

平成21年第9回(12月)出雲崎町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

平成21年12月11日(金曜日)午前9時30分開議

- 第1 議案第81号 長岡地域広域行政組合同規約の変更について
- 第2 議案第82号 長岡地域広域行政組合の解散について
- 第3 議案第83号 長岡地域広域行政組合の解散に伴う財産処分について
- 第4 議案第84号 公共施設の相互利用に関する協定書の廃止について
- 第5 議案第85号 長岡市との間における定住自立圏形成協定の締結について
- 第6 陳情第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書提出に関する陳情書について
- 第7 議案第86号 指定管理者の指定について
- 第8 陳情第7号 社会的セーフティネットの拡充に関する陳情書について
- 第9 議案第87号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算(第7号)について
- 第10 議案第88号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第11 議案第89号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第12 議案第90号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について
- 第13 議案第91号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 第14 議案第93号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算(第8号)について
- 第15 発議第7号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について
- 第16 発議第8号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書について
- 第17 委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○出席議員（10名）

1番	小林泰三	2番	仙海直樹
3番	田中政孝	4番	諸橋和史
5番	宮下孝幸	6番	山崎信義
7番	三輪正	8番	田中元
9番	中野勝正	10番	中川正弘

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	関川政敏
総務課長	山田正志
町民課長	徳永孝一
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	加藤和一
建設課長	玉沖馨
教育課長	田中秀和

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	佐藤信男
書記	小野塚千春

◎開議の宣告

○議長（中川正弘） これから本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（中川正弘） 本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。よろしくご協力お願いいたします。

◎議案第81号 長岡地域広域行政組合規約の変更について

議案第82号 長岡地域広域行政組合の解散について

議案第83号 長岡地域広域行政組合の解散に伴う財産処分について

議案第84号 公共施設の相互利用に関する協定書の廃止について

議案第85号 長岡市との間における定住自立圏形成協定の締結について

陳情第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書提出に関する陳情書について

○議長（中川正弘） 日程第1、議案第81号 長岡地域広域行政組合規約の変更について、日程第2、議案第82号 長岡地域広域行政組合の解散について、日程第3、議案第83号 長岡地域広域行政組合の解散に伴う財産処分について、日程第4、議案第84号 公共施設の相互利用に関する協定書の廃止について、日程第5、議案第85号 長岡市との間における定住自立圏形成協定の締結について、日程第6、陳情第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書提出に関する陳情書について、以上議案5件、陳情1件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案5件、陳情1件は総務文教常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） 総務文教常任委員長報告をいたします。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案5件、陳情1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告します。

審査は、12月7日午前10時30分から役場議員控室において、委員全員が出席し、説明員として副町長、教育長、会計管理者、総務課長、教育課長の出席を得て行いました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました別紙報告書のとおりであります。審査経過について報告いたします。

議案第81号から議案第85号まで議案5件につきましては、審査の過程において述べられた質疑、

意見等は特になし、慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

陳情第6号につきましては、日本は唯一の被爆国であり、意見書の内容については妥当であるとの意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、原案のとおり採択すべきものと決定しました。

以上、総務文教常任委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第81号を採決します。

議案第81号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第81号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号を採決します。

議案第82号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第82号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号を採決します。

議案第83号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号を採決します。

議案第84号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第85号を採決します。

議案第85号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第85号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第6号を採決します。

陳情第6号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第86号 指定管理者の指定について

○議長（中川正弘） 日程第7、議案第86号 指定管理者の指定についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、三輪正議員の退場を求めます。

〔7番 三輪 正議員退場〕

○議長（中川正弘） ただいま議題としました議案第86号は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） それでは、社会産業常任委員長報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託された議案1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告します。

審査は、12月7日午前10時30分から、説明員として町民課長、保健福祉課長、産業観光課長、建設課長の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

その審査の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。その審査経過について報告します。

議案第86号については、平成22年3月末日で指定管理が終了し、平成22年4月からの指定の継続

を5年間とするものですが、期間の長さ、心月輪との一括指定できないか。良寛記念館との関連性などについての質疑、意見がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定しました。

以上、議案第86号についての社会産業常任委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これから採決します。

議案第86号に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は委員長報告のとおり可決されました。

〔7番 三輪 正議員着席〕

◎陳情第7号 社会的セーフティネットの拡充に関する陳情書について

○議長（中川正弘） 日程第8、陳情第7号 社会的セーフティネットの拡充に関する陳情書についてを議題とします。

ただいま議題としました陳情第7号は社会産業常任委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について社会産業常任委員長の報告を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） 社会産業常任委員長報告をいたします。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託されました陳情1件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告します。

審査は、12月7日午前10時30分から委員全員が出席して行いました。

その審査の結果につきましては、お手元に配付した報告書のとおりであります。審査経過について報告いたします。

陳情第7号について、国が行っていることでもあり、地方議会での採択はどうか。国の行政も地方の行政も変わらないと思うので、採択したらどうかなどの意見、質疑がありました。

採決の結果、賛成多数で採択すべきものと決定いたしました。

以上、陳情第7号についての社会産業常任委員会委員長報告とします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これから採決します。

陳情第7号に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎議案第87号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について

議案第88号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第89号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第90号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第91号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（中川正弘） 日程第9、議案第87号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）について、日程第10、議案第88号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第11、議案第89号 平成21年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第12、議案第90号 平成21年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、日程第13、議案第91号 平成21年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、以上議案5件を一括議題とします。

ただいま議題としました議案5件は予算審査特別委員会に付託してありますので、その審査経過並びに結果について予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、田中元議員。

○予算審査特別委員長（田中 元） それでは、予算審査特別委員長報告を申し上げます。

去る12月7日の本会議において、本委員会に付託されました議案第87号から議案第91号までの議案5件について審査を終了しましたので、その経過と結果を報告いたします。

審査は、12月8日午前11時25分から、説明員として町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、全員の出席を求め、委員全員が出席して行いました。

その審査結果につきましては、お手元に配付しました報告書のとおりであります。審査経過について報告いたします。

議案第87号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第7号）については、繰越金、障害者福祉サービス費、子育て応援特別手当等について質疑がありました。

慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

議案第88号から議案第91号までの特別会計の議案4件の審査につきましては、議案第88号 平成21年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の中で、人間・脳ドック検診委託料についての質疑がありました。慎重審査の結果、全員異議なく、可決すべきものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員長報告といたします。

○議長（中川正弘） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

初めに、議案第87号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第87号に対する委員長の報告は可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第87号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第88号から議案第91号まで議案4件を一括して採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第88号から議案第91号までの議案4件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。
委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第88号から議案第91号まで議案4件は委員長報告のとおり可決されました。

◎議案第93号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（中川正弘） 日程第14、議案第93号 平成21年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第93号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、歳出、6款農林水産業費において、現在越後さんとう農業協同組合が農産物加工施設で行っている味噌加工をさらに拡大、拡充のために、隣接の貯蔵施設を改修するための補助金を計上するものであります。

また、歳出補正の財源といたしましては、地方特例交付金、地方交付税を歳入に追加計上いたしました。

これによりまして、歳入歳出それぞれ補正額267万8,000円を追加し、予算総額を35億3,809万3,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中川正弘） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 若干の補足説明をさせていただきます。

歳出、農林水産業費に計上してある部分で農林産物貯蔵施設、この中で空調関係につきましては10割の補助、あと、味噌加工に係る部分の排水、ガス、給水関係、その辺の部分につきましては、3割補助というふうな形で計上してございます。

それと、歳入についてでございますが、地方特例交付金、特別交付金関係、これは確定額で全額計上しております。

それと、10款の地方交付税でございますが、実は当初予算で13億円、普通分を見込んでおります。さらに、特別交付税で6,000万円、13億6,000万円を当初で見込んでおりましたが、実際7月の終わりに普通分、確定してございます。普通分につきましては、当初13億円を見込んでいたところが14億440万円というふうなことで、今回初めて追加計上をさせていただきました。したがって、普

通分の留保が1億200万円ぐらいまだあるというふうなことで、今後年度末に向けてまた追加計上をさせていただくというふうなことでございます。今回は、この歳出の財源調整というふうなことで追加をさせていただいたというふうなことでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第93号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第93号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎発議第7号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について

○議長（中川正弘） 日程第15、発議第7号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長、小林泰三議員。

○総務文教常任委員長（小林泰三） ただいま議題となりました発議第7号について提案理由を説明いたします。

米国のオバマ大統領は、ことしの4月、チェコのプラハで行った演説で、核兵器を使用した唯一の国として、その道義的責任に言及するとともに、核兵器のない世界に向け、具体的行動をとる旨宣言いたしました。

この宣言の後には、国連安全保障理事会での議長として、核兵器の全廃に向けた決議採択を主導するなど、平和への取り組みが大きく評価されたことにより、今月にはノーベル平和賞の授賞式を迎えるなど、世界においても核軍縮に対する機運が大きく高まってきた年でもあります。

日本は、世界で唯一の被爆国であり、来年には被爆65周年を迎えるなど、節目の年に当たり、核兵器廃絶の合意と恒久平和の実現に向け、国会及び政府がさらなる実効ある取り組みをされることを求め、意見書を提出するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださるようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第7号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

◎発議第8号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書について

○議長（中川正弘） 日程第16、発議第8号 社会的セーフティネットの拡充に関する意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

社会産業常任委員長、田中元議員。

○社会産業常任委員長（田中 元） ただいま議題となりました発議第8号について提案理由を説明

いたします。

昨年の米国でのリーマンショック以来、いろいろ世界的な不況は少しずつ改善の兆しは見られるものの、雇用情勢の悪化には歯どめはかからず、今年10月から実施されている雇用と住居を失った者に対する総合支援策についても申請窓口がそれぞれ支援内容により、別となっているなど、セーフティネットとしての機能が十分に発揮されていないと懸念されております。

こういった中、本県においても生活保護世帯数は既に1万件を超えており、今後も増加し続けるものと考えられます。

先日9日の新聞報道等によりますと、生活保護世帯のうち、失業や収入減の悪化が一因と考えられるその他の世帯の受給世帯が1年前に比べ、全国では1.42倍に、本県におきましては1.38倍に増加しているとの記事が掲載されておりました。

生活保護制度は、憲法に明記されている「健康で文化的な最低限度の生活」を営むことができるための最後のセーフティネットであり、国が責任を持ってその実施体制を確保すべきであると考えます。

よって、総合的なセーフティネットの体系等の整備に向け、より強く取り組まれることを政府関係要路に意見書を提出するものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（中川正弘） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第8号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、発議第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（中川正弘） 起立全員です。

したがって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中継続調査の件

○議長（中川正弘） 日程第17、委員会の閉会中継続調査の件を議題とします。

総務文教常任委員長、社会産業常任委員長並びに議会運営委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（中川正弘） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（中川正弘） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成21年度第9回出雲崎町議会定例会を閉会します。

（午前 9時56分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 中 川 正 弘

署名議員 仙 海 直 樹

署名議員 田 中 政 孝